



JASDAQ

平成 24 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社エフティコミュニケーションズ  
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 畔 柳 誠  
(JASDAQ・コード番号: 2763)  
問 合 せ 先 執行役員社長室長 山 本 博 之  
電 話 03(5847)2777 (代表)

### 第三者調査委員会報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成24年5月31日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の社内調査により、当社及び当社の連結子会社であるハイブリッド・サービス株式会社と、一部取引先との間で不適切な取引が存在する疑義が生じたため、ハイブリッド・サービス株式会社と合同で第三者調査委員会を設置しました。

また、同年7月10日付「第三者調査委員会の調査結果受領時期に関するお知らせ」において、調査報告書は7月下旬頃に受領する見込みである旨お知らせいたしましたが、本日、第三者委員会より、調査報告書の交付を受けましたので、その結果につき、当該調査報告書（開示版）を別添にてご報告いたします。

当社は、第三者委員会の評価及び提言を真摯に受け止め、過年度決算の修正、当該事情を反映した平成24年3月期有価証券報告書を提出する予定でございます。

なお、報告書に記載の事実関係には、コンプライアンス上の問題が散見されておりますが、個人責任の記載につきましては当事者から疑義が出されており、早急に取締役会又は監査役会を開催し、かかる事実の確認・精査を行った上で、関与者の処分、再発防止策等につき、必要な機関決定を行い、ご報告いたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

別添資料：「調査報告書」

本報告書では、社外の取引先および社内外の一部個人名に関しては、個人情報等を考慮し匿名としております。

以 上

# 調 査 報 告 書

平成 24 年 7 月 24 日

株式会社エフティコミュニケーションズ  
ハイブリッド・サービス株式会社  
第三者調査委員会

平成 24 年 7 月 24 日

株式会社エフティコミュニケーションズ 御中  
ハイブリッド・サービス株式会社 御中

第	三	者	調	査	委	員	会
委	員	長	町	田	幸	雄	
委		員	小	野	吉	則	
委		員	渋谷		道	夫	

調査報告書

貴社の御依頼に基づき当委員会が行った調査の結果を、以下のとおり御報告いたします。

## 目 次

	頁
第1 第三者委員会.....	9
1. 設置に至る経緯.....	9
2. 構成.....	9
3. 調査の目的及び対象.....	9
4. 調査方法.....	10
(1) 資料収集.....	10
(2) 聴取調査.....	10
(3) 調査期間.....	10
5. 調査の限界及び制約.....	10
6. 小括.....	12
第2 本論.....	13
I 調査事項全般に関する事項について.....	13
1. 調査対象会社について.....	13
(1) FTC 社.....	13
(2) HBD 社.....	13
2. 調査対象事業について.....	13
II 調査事項①について.....	15
1. 問題の所在.....	15
2. 当委員会が認定した事実.....	15
(1) AA 社について.....	15
(2) HBD 社が AA 社との間の契約に至る経緯.....	16
(3) HBD 社における前渡金等の支払・納品の経緯.....	17
(4) AA 社における製造・仕入れの状況.....	18
(5) AA 社における使途不明金.....	18
(6) AA 社による LL 社から船舶の購入.....	19
3. 当委員会の判断.....	20
(1) 会計処理の妥当性.....	20
(2) HBD 社取締役の任務懈怠の有無.....	23
(3) HBD 社取締役の HBD 社に対する損害賠償責任の有無.....	24
(4) HBD 社取締役の特別背任罪の成否.....	25
III 調査事項②について.....	27
1. 問題の所在.....	27
2. 当委員会が認定した事実.....	27
(1) BB 社について.....	27
(2) 本件取引②に至る経緯.....	28

(3)	本件取引②の概要.....	28
3.	当委員会の判断.....	29
(1)	売上げとしての処理の妥当性.....	29
(2)	計上時期の妥当性.....	30
IV	調査事項③について.....	31
1.	問題の所在.....	31
2.	当委員会が認定した事実.....	31
(1)	CC 社について.....	31
(2)	本件取引③の概要.....	31
(3)	本件 LED 蛍光灯③の蛍光管・電源の流れ.....	31
(4)	本件 LED 蛍光灯③の流通状況.....	32
3.	当委員会の判断.....	32
(1)	会計処理の妥当性.....	32
(2)	本件取引③以降の本件 LED 蛍光灯③の流通状況との関係.....	33
V	調査事項④について.....	34
1.	問題の所在.....	34
2.	当委員会が認定した事実.....	34
(1)	DD 社について.....	34
(2)	BB 社について.....	34
(3)	本件取引④・④'に至る経緯.....	35
(4)	本件取引④・④'の概要.....	37
(5)	本件取引④・④'の仕入代金の支払と資金移動.....	37
(6)	本件 LED 蛍光灯④・④'の販売の状況.....	37
3.	当委員会の判断.....	38
(1)	HBD 社取締役の任務懈怠の有無.....	38
(2)	HBD 社取締役の HBD 社に対する損害賠償責任の有無.....	41
(3)	HBD 社取締役の特別背任罪の成否.....	42
VI	調査事項⑤について.....	43
1.	問題の所在.....	43
2.	当委員会が認定した事実.....	43
(1)	EE 社について.....	43
(2)	FF 社との取引について.....	43
(3)	EE 社に対する紹介手数料について.....	44
(4)	EE 社から FTC 社に対する手数料戻しの経緯について.....	45
3.	当委員会の判断.....	45
(1)	本件紹介手数料の支払の妥当性.....	45
(2)	開示上の対応の必要について.....	47

(3)	FTC 社と FF 社との取引の売上計上時期について .....	47
VII	対応策・再発防止策の提言 .....	48
1.	対応策 .....	48
(1)	過年度決算書類の修正 .....	48
(2)	関係者の処分 .....	48
2.	再発防止策 .....	48
(1)	取引先との不適切な関係の解消・規律 .....	48
(2)	コンプライアンス教育の徹底 .....	48
(3)	取締役の相互監視機能の徹底 .....	49
(4)	監査役の監視機能の徹底 .....	49
(5)	内部通報制度の改善 .....	49

## 別 紙 ・ 資 料 ・ 付 録

なお、「別紙」とは、本報告書の添付書面のうち当職らが本報告書の一部として作成したものを意味し、「資料」とは、本報告書の添付書面のうち当職ら以外の者が作成したものを意味する。また、「付録」は、当委員会が本調査の過程において作成した資料である。

### ○ 別紙

- ・ 別紙Ⅱ（調査事項①関連）
- ・ 別紙Ⅳ（調査事項③関連）
- ・ 別紙Ⅴ（調査事項④関連）
- ・ 別紙Ⅵ（調査事項⑤関連）

### ○ 資料【添付省略】

- ・ 資料Ⅰ.1.(1)① FTC 社沿革
- ・ 資料Ⅰ.1.(1)② FTC 社登記情報
- ・ 資料Ⅰ.1.(2)① HBD 社沿革
- ・ 資料Ⅰ.1.(2)② HBD 社登記情報
- ・ 資料Ⅱ.2.(1) AA 社登記情報
- ・ 資料Ⅱ.2.(3) AA 社への支払状況
- ・ 資料Ⅲ.2.(1) BB 社登記情報
- ・ 資料Ⅳ.2.(1) CC 社登記情報
- ・ 資料Ⅴ.2.(1) DD 社登記情報
- ・ 資料Ⅵ.2.(1) EE 社登記情報

○ 付録【添付省略】

- ・ HBD 社 LED 蛍光灯商品推移

## 略称・定義語

本報告書に用いる略称・定義語の意味は、本報告書に別段の定義がない限り、次表に記載のとおりとする。

### 【法人】

略称	商号
FTC 社	株式会社エフティコミュニケーションズ
HBD 社	ハイブリッド・サービス株式会社
AA 社	
BB 社	
CC 社	
DD 社	
EE 社	
FF 社	
GG 社	
HH 社	
II 社	
JJ 社	
KK 社	
LL 社	
MM 社	
NN 社	
OO 社	
PP 社	
QQ 社	
RR 社	
SS 社	
TT 社	
UU 社	
VV 社	
WW 社	

### 【個人】

略称	氏名
畔柳氏	畔柳誠 FTC 社代表取締役社長執行役員 CEO／元 HBD 社社外取締役
鳴海氏	鳴海輝正 FTC 社取締役執行役員マーケティングサプライ事業部長／HBD 社代表取締役社長
小山氏	小山俊春 FTC 社執行役員環境事業推進室長／元 HBD 社社外取締役
小檜山氏	小檜山義男 FTC 社常勤監査役
山本氏	山本博之 FTC 社執行役員社長室長兼財務経理担当／HBD 社社外監査役
aa 氏	FTC 社[従業員]
bb 氏	FTC 社[従業員]



cc 氏	FTC 社[従業員]
淵井氏	淵井晴信 HBD 社常勤監査役
池上氏	池上純哉 HBD 社取締役管理部長
dd 氏	HBD 社[従業員]
ee 氏	HBD 社[従業員]
ff 氏	AA 社代表取締役／BB 社代表取締役
gg 氏	EE 社代表取締役／AA 社取締役
hh 氏	CC 社営業部新規事業推進担当マネージャー
武田氏	武田淳 元 HBD 社取締役
篠田氏	篠田浩之 元 HBD 社取締役
ii 氏	
jj 氏	元 FTC 社顧問
kk 氏	DD 社代表取締役
ll 氏	DD 社取締役
mm 氏	DD 社取締役

## 第1 第三者委員会

### 1. 設置に至る経緯

【省略】

FTC 社及び HBD 社は、【省略】これらの疑義について解明するためには、社内調査のみでなく、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断した。そこで、平成 24 年 5 月 31 日、FTC 社及び HBD 社が合同で第三者調査委員会を設置することとした。委員の選定にあたっては、日本弁護士連合会の平成 22 年 12 月 17 日改訂の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を参照し、同ガイドラインにおける「第 2. 第三者委員会の中立性、独立性についての指針」に基づき、平成 24 年 6 月 8 日に第三者調査委員会の委員を決定した。

### 2. 構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	まちだ 町田	ゆきお 幸雄	西村あさひ法律事務所 弁護士
委員	おの 小野	よしのり 吉則	西村あさひ法律事務所 弁護士
委員	しげや 渋谷	みちお 道夫	公認会計士渋谷道夫事務所 公認会計士

また、当委員会は、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士並びに株式会社 AGS コンサルティングに所属する公認会計士及び税理士を補助者として任命し、当委員会の調査の補佐をさせた。

なお、いずれの委員及び補助者も FTC 社、HBD 社及びそれらのグループ会社との間で、その独立性に影響を及ぼすような関係や取引はない。

### 3. 調査の目的及び対象

当委員会は、本調査にあたり、三優監査法人に対し、平成 24 年 5 月 31 日付書面における指摘の趣旨を確認したうえ、下記 5 つの調査事項（以下「本調査事項」という。）について事実関係を調査することとし、調査の結果判明した事実が不適切と判断される場合には、その責任の所在を特定し、あるべき会計処理について検討するとともに、再発防止策を提示することとした。

#### ① 調査事項①

HBD 社が、その財務諸表において、平成 20 年 12 月に、LED 蛍光灯 30,000 本の売買代金の一部として、前渡金 136,500,000 円（消費税込）を計上していることに関し、(i) 本件前渡金を資産として計上した会計処理は妥当であったか、及び (ii) HBD 社又は FTC 社の関係者において不正行為がなかったか。

② 調査事項②

HBD 社が、その財務諸表において、平成 21 年 6 月 30 日に、BB 社に対する LED 蛍光灯の売上を計上していることに関し、当該金額を当該時期の売上として計上した会計処理は妥当であったか。

③ 調査事項③

HBD 社が、その財務諸表において、平成 21 年 10 月 29 日から同年 12 月 29 日にかけて、CC 社に対する LED 蛍光灯の売上を計上していることに関し、当該金額を当該時期の売上として計上した会計処理は妥当であったか。

④ 調査事項④

HBD 社が、その財務諸表において、平成 22 年 4 月 26 日及び同年 7 月 22 日に、DD 社からの LED 蛍光灯の仕入を計上していることに関し、当該取引は不正な取引でなかったか。

⑤ 調査事項⑤

FTC 社が、平成 22 年 12 月から平成 23 年 8 月にかけて、FTC 社から FF 社に対する LED 蛍光灯の販売取引に関して、EE 社に対し、総額 506,153,600 円の紹介手数料を支払っていることに関し、当該紹介手数料の支払が不正な取引でなかったか。

#### 4. 調査方法

(1) 資料収集

当委員会は、FTC 社及び HBD 社のほか、AA 社、EE 社、BB 社及び DD 社からも、調査事項に関する資料の提出を受け、当該資料を精査した。

(2) 聴取調査

当委員会は、以下に列挙する関係者から聴取調査を実施した。

畔柳氏、鳴海氏、山本氏、aa 氏、bb 氏、小山氏、池上氏、dd 氏、小檜山氏、  
渕井氏、ee 氏、cc 氏、ff 氏、gg 氏、hh 氏

(3) 調査期間

本調査は、平成 24 年 6 月 8 日から同年 7 月 24 日まで行われた。

#### 5. 調査の限界及び制約

本調査の実施にあたっては、以下のような限界及び制約があったことに留意された。

- ① JASDAQ 市場に上場している FTC 社は、その事業年度が毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであることから、平成 24 年 3 月期有価証券報告書を同年 7 月 2 日

までに提出しなければならず（金融商品取引法第 24 条第 1 項）、当該提出期限の経過後 1 か月以内に提出できない場合は上場廃止となる（株式会社大阪証券取引所の定める JASDAQ における有価証券上場規程第 47 条第 11 号）。そのため、当委員会としては、本調査の実施が投資家に対して本調査の結果との権衡を欠く著しい影響を及ぼすことのないよう、可能な限り、FTC 社が、過年度決算書類の修正が必要な場合にはこれを修正したうえで、同年 8 月 2 日までに同年 3 月期有価証券報告書を提出することが可能となるよう、したがって、本調査の開始後約 1 か月で過年度決算書類の修正の要否を判断できるよう、本調査を進める必要があった。このように、本調査は、同種の調査に比しても、極めて限定された時間的制約の下で実施せざるを得なかったものである。

② 当委員会のような民間の調査主体による調査では、捜査機関又は行政機関による捜査又は調査と異なり、法令に基づく強制調査権が認められていないことから、関係者に対する聴取調査も、当該関係者の任意の協力が得られなければ実施できず、関係資料についても、公開情報等容易に入手可能な情報以外については、関係者が任意に提出しなければ収集することができない。特に本調査においては、当委員会の判断の前提となる重要な事実の中に、取引の当時における関係者の主観的な意図若しくは認識に関する事実、又は関係者が客観的な証憑の残りにくい現金の遣り取りによって行つたとされる事実が含まれているところ、これらの事実は、強制的調査権なしに真相を解明することが特に困難なものである。そのため、本調査においては、関係者の供述の信用性に疑問がある場合、任意の供述及び任意提出の資料からは窺い知れない事実がある場合等は、その時間的制約と相俟って真相を解明することは極めて困難になり、重要な事実でありながら、当委員会として、その真偽いずれについても合理的な疑いを容れない程度の確信に至ることができなかつたものが少なくない。このように、本調査は、捜査機関又は行政機関による捜査又は調査に比しても、調査事項の性質上も、極めて大きな手法的限界があつたものである。

③ 本調査は、その時間的制約及び手法的限界にも鑑み、その調査事項を、前記 3. に述べた本調査事項に限定して行つたものである。本調査事項は、いずれも、FTC 社及び HBD 社の営む LED 事業に関するものであるが、本調査は、FTC 社及び HBD 社の営む LED 事業全体を調査対象としたものではなく、本調査事項以外の LED 蛍光灯の個別の取引について網羅的な調査を行つたものではない。また、LED 蛍光管の取引は、実際にエンドユーザーに販売されるまでの過程で複雑な流通過程を辿る例が少なくないが、本調査は、本調査事項に係る取引の前後の流通過程の全体を調査対象としたものではなく、本件調査事項に係る取引の前後の流通過程における個別の取引について網羅的な調査を行つたものではない。本調査事項以外の事項に関する本報告書中の記載は、本調査の過程で知り得た情報の概要を参考情報として記載したものに留まり、当委員会において独自の検討を加え

たものではなく、当委員会の見解を述べるものではない。

## 6. 小括

本調査の目的及び対象の限定並びに本調査における方法的及び時間的な制約に鑑み、本報告書は、あくまで当委員会がリーズナブル・エフォート・ベースで行った本調査の結果を報告するものであり、当委員会は、本報告書の記載内容に関し、何人に対しても、それ以上の法的責任を負うものではない。

以上を前提として、当委員会が行った本調査の結果を、以下のとおり報告する。

## 第2 本論

### I 調査事項全般に関する事項について

#### 1. 調査対象会社について

##### (1) FTC 社

###### ① 設立経緯・沿革

FTC 社の平成 23 年 6 月 30 日提出の有価証券報告書によれば、FTC 社の沿革は、資料 I .1.(1)①のとおりである。

なお、FTC 社は、平成 19 年 11 月、HBD 社株式に対する公開買付けを実施し、HBD 社から当該公開買付けについての賛同を受け、同年 12 月には HBD 社株式の総株主の議決権の 51%相当の株式を取得した。これにより、HBD 社は現在に至るまで FTC 社の連結子会社である。

###### ② 登記事項

FTC 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料 I .1.(1)②のとおりである。

##### (2) HBD 社

###### ① 設立経緯・沿革

HBD 社の平成 24 年 3 月 30 日提出の有価証券報告書によれば、HBD 社の沿革は、資料 I .1.(2)①のとおりである。

なお、HBD 社は、FTC 社による公開買付けに賛同し、平成 19 年 12 月以降現在に至るまで、FTC 社の連結子会社である。

###### ② 登記事項

HBD 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料 I .1.(2)②のとおりである。

#### 2. 調査対象事業について

本調査事項は、いずれも、HBD 社又は FTC 社における発光ダイオード (LED) を使用した照明器具 (以下「LED 蛍光灯」という。) の開発、製造及び販売の事業に関するものである。

HBD 社においては、後述する AA 社との取引をきっかけに平成 21 年 12 月期から LED 蛍光灯の販売を開始し、平成 21 年 12 月期には、販売本数約 65 千本、売上高約 667 百万円を計上している。

FTC 社においては、平成 23 年 3 月期から LED 蛍光灯の販売を開始し、同期に、販売本数 260 千本、売上高 1,772 百万円、翌平成 24 年 3 月期には、大口受注とレンタル販売とを合わせて販売本数約 560 千本、売上高約 4,729 百万円を計上している。平成 24 年 3 月に GG 社から商標を含めた LED 事業を譲り受けており、平成 25 年 3 月期には、レンタル販売を中心として、販売本数約 400 千本、売上高約 4,500 百万円を計画している。

FTC 社グループ全体としてみると、LED 事業によって、売上全体の約 10%、利益全体の約 40%にも達しており、FTC 社グループの主力事業に成長している。

## II 調査事項①について

### 1. 問題の所在

HBD 社は、その財務諸表において、平成 20 年 12 月に LED 蛍光灯 30,000 本の売買代金の一部として、前渡金 136,500,000 円（消費税込）（以下「本件前渡金」という。）を計上している。

しかし、AA 社においては、本件前渡金が LED 蛍光灯の開発及び製造以外の使途に費消され、かつ、その使途に HBD 社又は FTC 社の役員又は従業員が関与している疑いがある。

そのため、以下の点が問題となる。

- ・ HBD 社の財務諸表において、本件前渡金を資産として計上した会計処理は妥当であったか。
- ・ HBD 社又は FTC 社の関係者において不正行為がなかったか。

### 2. 当委員会が認定した事実

調査事項①に関連して、当委員会が確からしいとの心証を得た事実関係は、以下に述べるとおりである。

#### (1) AA 社について

##### ① 設立経緯・沿革

AA 社は、平成 20 年 9 月 19 日に、LED 蛍光灯の開発、製造及び販売を行うために設立された会社である。

AA 社の原始定款の作成、設立登記の申請その他の設立手続の事務は、畔柳氏の指示に従い、ほぼ全面的に小山氏が行った。

AA 社の原始定款上の発起人は小山氏であるが、少なくとも ff 氏は、設立時の資本金を出捐しており、畔柳氏、ii 氏及び小山氏の 3 名も、設立時の資本金の一部を出捐した可能性がある。したがって、AA 社の設立時の名義上の株主は小山氏であるが、実質的な株主は ff 氏であり、畔柳氏、ii 氏及び小山氏の 3 名も実質的な株主であった可能性がある。

##### ② 登記事項

AA 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料 II.2.(1)のとおりである。

AA 社の設立当時の登記上の本店所在地である東京都港区赤坂七丁目の住所は、当時 FTC 社の顧問であった jj 氏の個人事務所の住所であり、事実上の本店所在地は、当時 BB 社の本店所在地でもあった東京都千代田区永田町一丁目の住所に BB 社と共同で入居していた。その後、AA 社の登記上及び事実上の本店所在



地は、いずれも、平成 21 年 5 月からは東京都中央区日本橋室町一丁目の住所に移転し、同年 12 月からは東京都江戸川区春江町五丁目の住所に移転しているが、同住所からは、平成 22 年 7 月ころに退去しており、現在は専ら登記上の本店所在地となっている。

AA 社の設立時取締役は、FTC 社の元従業員である gg 氏 1 名であり、設立時代代表取締役も gg 氏であった。平成 20 年 11 月に、ff 氏が取締役に就任するとともに代表取締役に就任し、gg 氏は代表取締役を辞任しており、その後から現在に至るまで、AA 社の取締役は、ff 氏と gg 氏の 2 名であり、代表取締役は ff 氏である。

### ③ 会社運営

AA 社の LED 蛍光灯の開発、製造、販売等の業務は、ほとんど ff 氏のみによって行われている。

AA 社の設立後も、平成 22 年 3 月ころまでは、小山氏が、頻繁に AA 社に出入りしており、ff 氏の開発・営業活動の補助等を行うとともに、AA 社における LED 製品の開発、製造、販売等の進捗状況の確認を行っていた。また、小山氏は、この間、AA 社の現預金の入出金の事務を行っていたほか、AA 社の税務申告に用いるための預金出納帳及び現金出納帳（以下、総称して「AA 社出納帳」という。）の作成及び管理も行っていた。ただし、AA 社出納帳の記載がどの程度まで経時的かつ正確になされたものであったかについては、疑問の余地もある。

## (2) HBD 社が AA 社との間の契約に至る経緯

平成 16 年 6 月ころ、FTC 社は、当時 ff 氏が経営していた HH 社との間で、IP カメラに関する取引を行い、当該取引をきっかけにして、畔柳氏、鳴海氏、gg 氏及び小山氏は、ff 氏と面識をもった。そのうち、畔柳氏は、その後も ff 氏と個人的に親交をもっている。

平成 20 年 5 月から 7 月ころ、ff 氏が、畔柳氏に対して、自らが開発した LED 蛍光灯に関する取引を持ちかけた。当時、FTC 社においては、HBD 社を公開買付けにより子会社としたものの、HBD 社の業績が伸びずシナジー効果が得られていなかったこと、HBD 社においても、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）以外の新たな商材の 1 つとして LED 蛍光灯を取り扱うことを検討していたことから、畔柳氏は、ff 氏から持ちかけられた取引を HBD 社にて行うことを企図し、ff 氏を、HBD 社の鳴海氏及び同じく当時 HBD 社の取締役であった武田氏に取り次ぐ手配をした。

平成 20 年 8 月ころから、主として鳴海氏と ff 氏との間で、LED 蛍光灯の取引に係る商談が始められた。その後も、HBD 社と AA 社の間における LED 蛍光灯の取引に関する実質的な交渉、協議等は、ほとんど鳴海氏と ff 氏の間で行われており、畔柳氏を含む HBD 社の他の役員又は FTC 社の役員が、HBD 社側の立場で、ff 氏と

の交渉に直接関与した形跡は窺われない。

### (3) HBD 社における前渡金等の支払・納品の経緯

平成 20 年 11 月 21 日、HBD 社において、AA 社との間で取引基本契約書を締結することについて、業務部の申請による社長（鳴海氏）決裁の社内稟議が承認され、同日、HBD 社を買主、AA 社を売主とする「取引基本契約書」が締結されている。

HBD 社は、当該契約の締結にあたって、II 社の作成に係る平成 20 年 11 月 10 日付の「他社の LED 照明との比較（40W タイプ）」と題する他社の LED 照明の性能、価格等を比較検討した資料（以下「II 比較資料」という。）も入手している。

平成 20 年 12 月 3 日、HBD 社において、次の内容で、業務部の申請による社長決裁の社内稟議が承認されている（以下「12 月 3 日付稟議承認」という。）。

#### ○ 申請理由

- ・ 「既に次なる事業の柱として構築する事が決定している中、納期遅れに伴う計画値の差を無くすためにも早急な発注が必要」
- ・ 「有利な仕入価格及び納期確約を実現するため」

#### ○ 年間発注フォーキャスト

- ・ 100,000 本（40W 型換算）

#### ○ 初回発注

- ・ 単価：12,000 円
- ・ 数量：30,000 本（40W 型）
- ・ 売買代金合計：360,000,000 円（消費税別）
- ・ 納期：平成 21 年 3 月 10 日

#### ○ 前渡金

- ・ 130,000,000 円（消費税別）

#### ○ 残金の支払

- ・ 発注数量納品完了後

同じく平成 20 年 12 月 3 日、12 月 3 日付稟議承認を受けて、HBD 社と AA 社の間で、IP 調光機能付 LED 蛍光灯 FLED40W-S（以下「LED 蛍光灯 40W-S」という。）に関し、「LED 蛍光灯『ニューライト（仮称）』購入に関する覚書（以下「12 月 3 日付覚書」という。）が締結されている。ただし、12 月 3 日付稟議承認にもかかわらず、12 月 3 日付覚書には、初回発注の納期及び残金の支払に関する規定はない。

平成 20 年 12 月 4 日、HBD 社は、12 月 3 日付覚書に従い、AA 社に対し、LED 蛍光灯に係る前渡金として、136,500,000 円（消費税込）（本件前渡金）を支払っている。

その後、平成 22 年 8 月 11 日まで、HBD 社から AA 社に対する LED 蛍光灯に係

る前渡金又は買掛金の支払、AA 社から HBD 社に対する LED 蛍光灯の仕入れの状況は、資料Ⅱ.2.(3)に記載のとおりである。すなわち、HBD 社は、平成 22 年 8 月 11 日までに、AA 社から、累計 89,210 本（返品分控除後）の LED 蛍光灯を、仕入代金累計 889,349,895 円（消費税込）（返品分控除後）で仕入れるに至っている。

12 月 3 日付稟議承認では、初回発注分の納期は平成 21 年 3 月 10 日であったにもかかわらず、資料Ⅱ.2.(3)のとおり、LED 蛍光灯 40W-S の納品は大幅に遅れ、同年 8 月 5 日の納品をもって、漸く LED 蛍光灯 40W-S の納品数が本件前渡金に相当する数量（10,833 本）に達した。また、12 月 3 日付覚書では、初回発注分は、LED 蛍光灯 40W-S の 30,000 本の売買であったにもかかわらず、平成 21 年 8 月以降は、AA 社から HBD 社には商品コード・単価の異なる LED 蛍光灯が納品されるようになり、2 回目以降の前渡金もかかる異なる LED 蛍光灯の代金の支払に充当された。このように、AA 社から仕入れる LED 蛍光灯の納期、商品等の変更にもかかわらず、12 月 3 日付稟議承認以降は、HBD 社内において改めて稟議等は行われておらず、12 月 3 日付覚書以降は、HBD 社と AA 社の間で取引条件に関する書面による合意もなされていない。

#### (4) AA 社における製造・仕入れの状況

AA 社においては、ff 氏が LED 蛍光灯の設計及び開発をし、製造委託先に当該設計に従って LED 蛍光灯を製造させている。

AA 社の製造委託先は、当初は、畔柳氏の紹介に係る KK 社であったが、ff 氏において KK 社の製造する LED 蛍光灯の品質に不満があったこと、KK 社から AA 社に対する仕入価格（製造委託料）が ff 氏の想定よりも高額であったことなどから、平成 21 年 6 月ころに、ff 氏自らが探してきた CC 社に変更されている。

#### (5) AA 社における使途不明金

AA 社の普通預金口座には、平成 20 年 9 月 19 日、資本金 5,000,000 円が入金されているものの、同年 12 月 4 日に HBD 社から本件前渡金 136,500,000 円が入金される前の時点では、残高は 0 円になっていた。

平成 20 年 12 月 4 日に、HBD 社から本件前渡金 136,500,000 円が入金されているが、平成 21 年 5 月 29 日に、HBD 社から 2 回目の入金である買掛金 1,582,350 円が入金される前の時点では、残高は 239,101 円にまで減少しており、その間には、同年 3 月 2 日に JJ 社から 9,500,000 円の借入れをしたほかは、めぼしい入金はない。

平成 20 年 12 月 4 日から平成 21 年 5 月 29 日までの AA 社における預金の出金のうち、AA 社の通常の事業の過程で発生する部材購入費用、販管費、人件費等ではないと思われるもの又は現金で出金され使途が不明なもの（以下「本件使途不明金等」という。）としては、別紙Ⅱに記載のものがある。

他方、AA 社において、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調

達等に要する費用としては、製造委託先に対する仕入代金（製造委託料）の支払が主要なものであるところ、AA 社から製造委託先である KK 社又は CC 社への支払は、第 2 回の前渡金の支払の後に発生しており、具体的には、平成 21 年 7 月 2 日、HBD 社から第 2 回の前渡金 68,250,000 円（消費税込）の入金があり、同日、KK 社に対して仕入代金 63,839,500 円を出金し、同月 31 日、HBD 社から第 4 回の前渡金 113,400,000 円（消費税込）の入金があり、同日、KK 社及び CC 社に対して仕入代金合計 91,875,600 円を出金している。

以上のとおり、AA 社においては、本件前渡金のほぼ全額が、本件用途不明金等に充当されており、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に要する費用には用いられていない。

(6) AA 社による LL 社から船舶の購入

AA 社は、平成 20 年 12 月に、LL 社からクルーザー 1 隻（以下「本件船舶」という。）を購入しており、LL 社に対しては、平成 20 年 12 月 29 日にクルーザー購入代金 27,600,000 円、平成 21 年 1 月 5 日に保険料 92,870 円、同月 26 日に保証金 4,493,125 円、同年 3 月 31 日に修繕費 86,625 円、同年 4 月 1 日に年会費 1,942,500 円等を支払っている。

AA 社が、LL 社から本件船舶を購入するにあたっては、畔柳氏が ff 氏を LL 社に紹介し、小山氏が LL 社との間で見積りの取得その他の購入の手続を行っている。

AA 社が本件船舶を購入した後は、ff 氏は 3、4 回程度しか本件船舶を利用しておらず、畔柳氏が複数回にわたって本件船舶を利用している。

本件船舶は、平成 21 年 11 月には、その所有名義が AA 社から畔柳氏個人に変更されている。畔柳氏及び ff 氏によれば、平成 21 年 1 月 4 日に畔柳氏から ff 氏に対してなされた 22,000,000 円の貸付けの代物弁済として、AA 社から畔柳氏に譲渡されたものであるとのことであり、平成 21 年 1 月 4 日付で当該貸付けに係る借用書も作成されているが、当委員会の調査では、当該貸付けが現実に行われたものであるかは確認できなかった。

その後、本件船舶は、畔柳氏から LL 社に売却された後、FTC 社の子会社である MM 社が購入するに至っている。

### 3. 当委員会の判断

#### (1) 会計処理の妥当性

##### ① 前渡金の資産性の基準

「前渡金」とは、商品、原材料等の購入又は製品の外注加工のための前渡金のことをいい<sup>1</sup>、支払った代価に対する商品の引渡請求権としての性質を有する<sup>2</sup>。したがって、前渡金という名目で第三者に対し金銭が支払われていたとしても、商品、原材料等の購入又は製品の外注加工のために支払われたものでなく、商品の引渡請求権としての性質を有しない場合には、前渡金として貸借対照表に計上することはできないものと解される。

このため、前渡金の支払先において、前渡金が現実に商品、原材料等の購入又は製品の外注加工に用いられない場合は、当該前渡金が商品の引渡請求権としての性質を有するものでなかったのではないかが一応疑われる。

しかし、他方で、前渡金の支払元において前渡金として資産計上されているからといって、前渡金の支払先において前渡金の使途が商品、原材料等の購入又は製品の外注加工に制限されるわけではなく、むしろ、前渡金をいかなる使途に用いるかは、本来は前渡金の支払先の自由でもある。

そこで、前渡金の名目で支払われた金銭が前渡金として貸借対照表に計上することができるものであるか否かは、支払先における前渡金の現実の使途、前渡金の金額、当該支払にあたっての支払元と支払先の間で合意の内容（又は当該支払に関する支払元及び支払先のそれぞれの認識）等に照らして、支払元が支払先に対して前渡金の名目で支払われた金銭に相当する商品の引渡しを請求することができるか、かかる引渡しが行なわれなかった場合に、契約の解除又は損害賠償の請求として、前渡金の名目で支払われた金銭に相当する額の返還を請求することができるか、という見地から判断されるべきであると考えられる。

##### ② 本件前渡金の現実の使途

これを本件前渡金についてみると、確かに、当委員会が認定した事実によっても、前記 2.(5)のとおり、AA 社においては、本件前渡金のほぼ全額が本件使途不明金等に充当されており、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に要する費用には用いられていないことが認められる。

<sup>1</sup> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条第 11 号、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について第 15-11 項

<sup>2</sup> 畠村剛雄、山上一夫、中澤博編『新勘定科目全書』65 頁～66 頁

### ③ HBD 社の関係者における認識

本件では、(i) 前記 2.(1)のとおり、小山氏は、AA 社の設立手続を行っていたほか、AA 社の設立後も、AA 社において現預金の入出金の事務に関与しており、預金通帳への記帳や AA 社出納帳の作成及び管理も行っていたこと、(ii) 本件用途不明金等には本件船舶の購入に関するものが含まれるところ、前記 2.(6)のとおり、AA 社における本件船舶の購入手続は、小山氏において行っていたことなどからすると、当時 HBD 社の社外取締役であった小山氏においては、本件前渡金のほぼ全額が本件用途不明金等に充当されており、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等には用いられていないことを知っていた可能性が高い。

さらに、(i) 前記 2.(1)のとおり、小山氏が AA 社の設立手続や現預金の入出金の事務に関与していたのは、畔柳氏の指示に基づくものであること、(ii) 畔柳氏自身、AA 社の設立にあたって、本店所在地及び代表取締役の決定に関与したり、設立後に株主として名を連ねたりしていること、(iii) AA 社における本件船舶の購入にあたっては、自ら LL 社を紹介し、自ら本件船舶を複数回にわたって利用していることなどからすると、HBD 社の社外取締役である畔柳氏においても、本件前渡金のほぼ全額が本件用途不明金等に充当されており、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等には用いられていないことを知っていた可能性が高い。

他方、HBD 社の代表取締役である鳴海氏においては、少なくとも当時においては、本件前渡金のほぼ全額が本件用途不明金等に充当されていたことのみならず、本件前渡金が LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に要する費用には用いられていないことについても、これを知っていたことを窺わせる事情はない。むしろ、前記 2.(3)のとおり、鳴海氏においては、当初の納期である平成 21 年 3 月 10 日が近付いても AA 社から LED 蛍光灯の営業用試作品さえ提供されないため、再三にわたって、ff 氏に対して開発及び製造を急ぐよう督促し、AA 社に出入りをしてきた小山氏を通じて、AA 社における開発及び製造の進捗の確認等をさせていたことが認められる。

また、HBD 社において AA 社との間の LED 蛍光灯の取引に関与していた者としては、鳴海氏のほか、dd 氏、篠田氏及び武田氏がいるものの、これら 3 氏においても、本件前渡金が LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等には用いられていないことを知っていたことを窺わせる事情はない。

とすれば、AA 社において、本件前渡金を LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に使用しないことについては、HBD 社と AA 社との間の合意が成立していたわけでないことはもちろん、HBD 社と AA 社との間の共通の認識であったともいい難く、HBD 社としては、社外取締役である小山氏及び畔柳氏

が、個人的に当該事実を認識していたにとどまっていたと思われる。

④ 前渡金の金額の妥当性

本件では、(i) 前記 2.(3)のとおり、HBD 社が AA 社との間で LED 蛍光灯の取引を開始するにあたっては、II 比較資料を入手するなどして、価格の妥当性について相応の調査及び検討をしていたことが窺われること、(ii) 実際にも、HBD 社が AA 社から仕入れた LED 蛍光灯の仕入価格は、他社から LED 蛍光灯を仕入れる場合の仕入価格と比較しても、HBD 社が販売する際に想定される販売価格と比較しても、決して高額であるとはいえず、むしろ十分に競争力のある価格であったことなどからすると、本件前渡金の支払の前提となっていた LED 蛍光灯の売買代金の額は妥当なものであったと考えられ、売買代金の一部として支払われた本件前渡金も、少なくともその金額においては、LED 蛍光灯の対価としての性質を有するに足りるものであったと認められる。

⑤ 小括

以上を要するに、確かに、本件前渡金は、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に要する費用にはほとんど用いられておらず、その事実を HBD 社の社外取締役が個人的に知っていたという事情はあるものの、(i) HBD 社の代表取締役である鳴海氏を含め、他の HBD 社の関係者にはそのような認識はないこと、(ii) 本件前渡金は、少なくともその金額においては、LED 蛍光灯の対価としての性質を有するに足りるものであったこと、(iii) 現実に、HBD 社は、第 2 回の前渡金を支払うまでの間も、AA 社に対して、LED 蛍光灯の営業用試作品及び製品の納入を督促していたことなどからすると、HBD 社においては、仮に、本件前渡金の支払にもかかわらず AA 社から LED 蛍光灯の納品がなかったとすれば、当然に、AA 社に対して本件前渡金に対応する LED 蛍光灯の引渡しを求めたものと思われるし、仮に、最終的にも AA 社から LED 蛍光灯の納品がなかったとすれば、AA 社に対して契約の解除又は損害賠償の請求によって、本件前渡金の返還を請求していたものと思われる。

よって、本件の事実関係の下では、本件前渡金は、AA 社に対する LED 蛍光灯の引渡請求権としての性質を失っていたとは認められず、前渡金としての性質を否定することはできない。

したがって、HBD 社の財務諸表において、本件前渡金を資産として計上した会計処理は、妥当でないとはいえないと思料する。

## (2) HBD 社取締役の任務懈怠の有無

### ① 取締役の善管注意義務等

そもそも、取締役は、会社との委任契約における受任者たる地位に基づき（会社法第 330 条）、善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）を負うほか（民法第 644 条）、会社のために忠実にその職務を遂行する義務（忠実義務）を負っている（会社法第 355 条）<sup>3</sup>。

また、取締役が当事者として若しくは他人の代理人・代表者として会社と取引をしようとする場合（直接取引）、又は会社が取締役以外の者との間で会社と取締役の間の利害が相反する取引（間接取引）をしようとする場合は、取締役会設置会社においては、取締役会の承認を受けなければならないとされている（利益相反取引規制：会社法第 365 条第 1 項）。これは、取締役は、会社に対してかかる善管注意義務及び忠実義務を負う立場にあることに基づき、取締役が会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることを防止する趣旨で予防的に設けられた規制であって、かかる直接取引又は間接取引（利益相反取引）に該当しない取引であっても、取締役が会社の犠牲において自己又は第三者の利益を図る行為をすれば、会社に対する忠実義務の違反となると解される<sup>4</sup>。

さらに、会社の役員規程は、取締役と会社との間の委任契約の内容を構成するものと解されるので、取締役が会社の役員規程に違反した場合も、委任契約に基づく義務の違反を構成する点で、善管注意義務違反と同様であり、会社に対する任務懈怠となると考えられる。

### ② 鳴海氏

鳴海氏は、前記(1)③のとおり、本件前渡金が LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に要する費用に用いられていないことについて知っていたことを窺わせる事情こそないものの、前記 2.(3)のとおり、12 月 3 日付稟議承認以降は、HBD 社内において改めて稟議等を行うことなく、AA 社から仕入れる LED 蛍光灯の納期、商品等に重要な変更をしてきており、適切な手続を経て合理的な意思決定をすることを怠ったという点において、取締役としての善管注意義務違反があったといわざるを得ない。

<sup>3</sup> 旧商法下における裁判例によれば、忠実義務（旧商法第 254 条ノ 3）は、善管注意義務（旧商法 254 条第 3 項、民法第 644 条）を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまり、善管注意義務とは異なる別個の高度な義務を規定したものではないと解されている（最高裁判所昭和 45 年 6 月 24 日判決・最高裁判所民事判例集 24 卷 6 号 625 頁（八幡製鉄所事件））。

<sup>4</sup> 東京地方裁判所平成 17 年 6 月 14 日判決・判例時報 1921 号 136 頁等



③ 畔柳氏

畔柳氏は、前記(1)③のとおり、本件前渡金のほぼ全額が本件用途不明金等に充当されており、LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等には用いられていないことを知っていた可能性が高いにもかかわらず、鳴海氏その他の LED 蛍光灯の担当者に注意を喚起するなどの行為に及んでおらず、少なくとも HBD 社の取締役として果たすべき行為をしていなかったという点において、善管注意義務違反があることは否定できない。

さらに、(i) 畔柳氏には、AA 社の設立にあたって小山氏に設立手続の事務を行わせたり、AA 社の本店所在地を紹介したり、畔柳氏の元部下であった gg 氏を AA 社の設立時の代表取締役として紹介したり、少なくとも AA 社の第 1 期の税務申告においては同社の株主として名を連ねるなど、AA 社の設立及び会社運営に少なくない関与をしていたことが疑われること、(ii) 少なくとも AA 社による本件船舶の購入は、事実上畔柳氏が利益を受けるものとなっていること、(iii) その他の本件用途不明金等にも畔柳氏が関与している疑いがあることなどからすると、これらの関与の時期及び程度によっては、HBD 社と AA 社との間の本件前渡金に係る取引は、HBD 社と畔柳氏との間に実質的な利益相反のある取引だった可能性がある。HBD 社と畔柳氏との間に実質的な利益相反があった場合には、畔柳氏は、その点を HBD 社に秘し、HBD 社内において取締役会の承認その他の適切な措置をとることもなかった点において、利益相反規制違反又は善管注意義務違反があったことになる。

④ 小山氏

小山氏は、前記(1)③のとおり、AA 社において入出金の事務を行うことなどによって、AA 社において本件前渡金が原材料等の購入又は製品の外注加工に用いられていないことを、自ら知っていた可能性が高いにもかかわらず、鳴海氏その他の LED 蛍光灯の担当者に注意を喚起するなどの行為に及んでおらず、HBD 社の取締役として果たすべき行為をしていなかった点において、善管注意義務違反があることは否定できない。

(3) HBD 社取締役の HBD 社に対する損害賠償責任の有無

① 取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任

取締役が善管注意義務を含む取締役の任務を懈怠して会社に損害を生ぜしめた場合は、取締役は会社に対して損害賠償責任を負うものとされている（会社法第 423 条第 1 項）。

② HBD 社の損害の有無

本件では、(i) 前記(1)④のとおり、本件前渡金の支払の前提となっていた LED 蛍光灯の売買代金の額は妥当なものであったと考えられること、(ii) その後の仕入価格は随時改訂されているものの、いずれの時期においても、当時の販売価格に照らして不当に高額であったことを窺わせる事情はないこと、(iii) 少なくとも本件前渡金に対応する仕入に係る LED 蛍光灯については、仕入価格を上回る販売価格で販売することができていることなどからみると、HBD 社に損害が生じているとは認め難いと考ええる。

③ 小括

したがって、調査事項①との関係では、HBD 社の取締役である鳴海氏、畔柳氏及び小山氏に、取締役としての任務懈怠はあるものの、それによって HBD 社に損害が生じたものとは認め難く、鳴海氏、畔柳氏及び小山氏は、HBD 社に対して、損害賠償責任を負う可能性は低いものと思料する。

(4) HBD 社取締役の特別背任罪の成否

① 特別背任罪

取締役が、自己若しくは第三者の利益を図り又は会社に損害を加える目的（図利加害目的）で、その任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えたときは、特別背任罪が成立する（会社法第 960 条）。

② 任務違背

「任務に背く行為」とは、信任関係に違背する行為、又は誠実な事務処理者としてなすべきものと法的に期待されるところに反する行為をいい、実質的には、善管注意義務その他の任務に懈怠した場合をいうと解されている。

この点、前記のとおり、鳴海氏、畔柳氏及び小山氏には、善管注意義務違反又は利益相反規制違反があったという点で、任務違背があったとはいわざるを得ない。

③ 図利加害目的

鳴海氏については、HBD 社内において然るべき意思決定手続を怠っていることは認められるものの、さらに進んで、自己若しくは第三者の利益を図る目的又は HBD 社に損害を加える目的があったとまで認められる事情はない。

他方、畔柳氏については、HBD 社と AA 社との間の本件前渡金に係る取引が、HBD 社と畔柳氏との間に実質的な利益相反のある取引だった場合には、自己の利益を図る目的があったことも相当程度疑われる。

小山氏については、自己の利益を図る目的又は HBD 社に損害を加える目的があったことを窺わせる事情は乏しいものの、主として畔柳氏の指示に従って行動していたことが認められるので、畔柳氏に自己の利益を図る目的があったと認められる場合に、小山氏にも第三者たる畔柳氏の利益を図る目的があったことが疑われる。

④ 損害

特別背任罪における会社の「財産上の損害」は、経済的見地から会社の財産状態（全体財産）を評価し、既存の財産的価値が減少し（積極的損害）又は増加すべき価値が増加しなかったこと（消極的損害）をいい、個別財産が失われても、反対給付があれば、損害はないと解されている。

本件では、前記(3)②のとおり、HBD 社において損害が生じたものとは認め難く、したがって HBD 社の「財産上の損害」も認め難い。

⑤ 小括

したがって、鳴海氏、畔柳氏及び小山氏には、任務違背はあるとしても、特別背任罪が成立する可能性は乏しいものと思料する。

### Ⅲ 調査事項②について

#### 1. 問題の所在

HBD 社は、その財務諸表において、平成 21 年 6 月 30 日に、BB 社に対する LED 蛍光灯（以下「本件 LED 蛍光灯②」という。）の売上を計上している（以下、当該売上に係る取引を「本件取引②」という。）。

しかし、当時の BB 社は、AA 社と実質的に一体であった疑い、及び、売上の計上にもかかわらず、本件 LED 蛍光灯②が引き続き HBD 社の倉庫に保管されていた疑いがある。

そのため、HBD 社の財務諸表において、当該金額を当該時期の売上として計上した会計処理は妥当であったかが問題となる。

#### 2. 当委員会が認定した事実

調査事項②に関連して、当委員会が確からしいとの心証を得た事実関係は、以下に述べるとおりである。

##### (1) BB 社について

###### ① 設立経緯

BB 社は、平成 19 年 2 月に、jj 氏と畔柳氏が出資をして、不動産の売買等を行うために設置されており、その後暫くは、jj 氏が実質的に支配する会社となっていた。

###### ② 登記事項

BB 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料Ⅲ.2.(1)のとおりである。

BB 社の設立当時の事業目的は、前記のとおり不動産の売買等であったが、平成 21 年 5 月 23 日に、事業目的に環境関連機器の開発、製造、販売等が追加されている。

BB 社の設立当時の登記上の本店所在地である東京都港区赤坂の住所は、当時 FTC 社の顧問であった jj 氏の個人事務所の住所であったが、登記上及び事実上の本店所在地は、いずれも、設立後間もない平成 19 年 3 月に、東京都千代田区永田町一丁目の住所に移転している。平成 20 年 9 月ころからは、当時設立された AA 社が、BB 社の本店所在地に共同して入居するようになっている。平成 21 年 3 月には、BB 社の本店所在地は、東京都中央区日本橋宝町一丁目の住所に移転するが、同年 5 月には、AA 社の本店所在地も、同住所に移転している。

### ③ ff 氏への実質的支配の移転

BB 社は、平成 20 年 9 月ころ、AA 社が BB 社の本店所在地に共同して入居するようになって、AA 社の代表取締役である ff 氏が関与するようになり、遅くとも BB 社の登記上の事業目的に環境関連機器の開発、製造、販売等が追加された同年 5 月には、ff 氏が BB 社を完全に支配するようになり、その後、平成 22 年 1 月には、実際に ff 氏が BB 社の代表取締役に就任するに至っており<sup>5</sup>、少なくとも本件取引②の時点では、ff 氏が実質的な支配をしていた。

BB 社は、少なくとも ff 氏が実質的に支配するようになってからは、実質的な事業活動は行っておらず、ff 氏が AA 社又は同氏個人のためにその名義又は預金口座を利用するためだけのいわゆるペーパーカンパニーとなっている。

このように BB 社の実質的な支配権が ff 氏に移転していたことについては、小山氏は、AA 社に出入りをしてきたことから、その当時から知っていた。

### (2) 本件取引②に至る経緯

平成 21 年第 2 四半期（4 月から 6 月まで）の HBD 社においては、既に平成 20 年 12 月 4 日に AA 社に対して LED 蛍光灯 40W-S にして 10,833 本分に相当する本件前渡金 136,500,000 円を支払っていたにもかかわらず、資料Ⅱ.2.(3)のとおり、AA 社から HBD 社に対しては、LED 蛍光灯 40W-S が、平成 21 年 4 月末日の時点で 1,161 本、同年 5 月末日の時点でも 4,761 本しか納品されておらず、本件前渡金の支払に疑義が生じかねない状況に至っており、早期に本件前渡金に見合う LED 蛍光灯の仕入れを計上する必要があった。そのため、鳴海氏は、ff 氏に対し、直接に又は小山氏を通じて間接に、LED 蛍光灯の製造及び仕入れを急ぐことを強く要請していた。

当時の HBD 社においては、他方で、当初に想定していた LED 蛍光灯の納品予定先から思うように発注を受けることができず、LED 蛍光灯 40W-S が、平成 21 年 4 月末日の時点で 41 本、同年 5 月末日の時点でも 47 本の売上しか計上できておらず、早期に LED 蛍光灯の売上を計上する必要にも迫られていた。そのため、鳴海氏は、ff 氏に対し、直接に又は小山氏を通じて間接に、LED 蛍光灯の販売先を探してくることも強く要請していた。

### (3) 本件取引②の概要

本件 LED 蛍光灯②は、平成 21 年 4 月 9 日から同年 6 月 9 日までに AA 社から単価 12,000 円で仕入れた LED 蛍光灯 40W-S のうち、同年 6 月 30 日当時に HBD 社の在庫として残存していた 4,638 本中の 4,500 本である。

---

<sup>5</sup> なお、BB 社の登記上、代表取締役の氏名は「f'f」となっているが、「ff」の誤記と思われる。

平成 21 年 6 月 30 日に、HBD 社は、HBD 社から BB 社に対し、LED 蛍光灯 (LED-FLED40W-S) を、単価 13,000 円で 4,500 本 (本件 LED 蛍光灯②) を納品したものと、本件 LED 蛍光灯②の販売価格合計 58,500,000 円 (消費税別) の売上を計上した。

しかし、本件 LED 蛍光灯②は、ff 氏の指示に従い、引き続き HBD 社の八潮倉庫に保管されており、平成 21 年 7 月 30 日になって、同じく ff 氏の指示に従い、HBD 社の八潮倉庫から NN 社の倉庫に出荷された。その後、本件 LED 蛍光灯②は、KK 社に対して品質不良品として返品された可能性が高い。

平成 21 年 8 月 31 日、BB 社から HBD 社に対し、本件 LED 蛍光灯②の売買代金 61,425,000 円 (消費税込) が入金された。なお、同月 28 日に、HBD 社から AA 社に対し、第 5 回の前渡金 65,000,000 円が入金され、その 3 日後の同月 31 日に、AA 社から BB 社に対し、61,425,000 円が入金されており、実質的には、HBD 社が AA 社に支払った第 5 回の前渡金が、BB 社から HBD 社に対する本件 LED 蛍光灯②の売買代金の原資となっている。

### 3. 当委員会の判断

#### (1) 売上げとしての処理の妥当性

##### ① AA 社と BB 社の実質的な一体性

前記 2.(1)③のとおり、HBD 社から BB 社に対して本件 LED 蛍光灯②が納品された当時は、BB 社は、AA 社の代表取締役である ff 氏が実質的に支配するペーパーカンパニーとなっている。

そうであるとすれば、HBD 社において計上された BB 社に対する本件 LED 蛍光灯②の売上は、少なくとも客観的には、AA 社に対する本件 LED 蛍光灯②の返品であったも同然のものである。

##### ② HBD 社としての認識

前記 2.(2)のとおり、平成 21 年 6 月ころの HBD 社は、早期に LED 蛍光灯の仕入を計上する必要があったため、同年 5 月末日の時点で、少ないながらも 4,761 本の仕入を計上しつつも、他方で、早期に LED 蛍光灯の売上も計上する必要もありながら、同年 5 月末日の時点で、僅かに 47 本の売上しか計上できていないという状況にあり、鳴海氏が、ff 氏に対し、LED 蛍光灯の販売先を探すよう強く要請している状況にあった。

他方で、HBD 社の社外取締役でもあった小山氏は、小山氏本人の供述においても、BB 社と本店所在地を同じくする AA 社に頻繁に出入りをし、平成 21 年 3 月以降、BB 社出納帳の作成及び管理をしていたことなどからみても、BB 社と AA

社の実質的同一性を十分に認識していたと認められる。

また、同じく HBD 社の社外取締役である畔柳氏は、小山氏をして AA 社に入入りをさせていたこと、頻繁に小山氏から各種の報告をさせていたことなどからみて、やはり BB 社と AA 社の実質的同一性を認識していた可能性が極めて高い。

さらに、鳴海氏も、小山氏をして AA 社における開発、製造、販売等の進捗状況を確認させていたこと、前記 2.(2)のとおり ff 氏に対して販売先の探索を強く要請している状況にあったことなどからみて、BB 社と AA 社の実質的同一性を認識していた可能性が高い。

したがって、HBD 社が BB 社に本件 LED 蛍光灯②を納品するにあたっては、HBD 社として、BB 社と AA 社が実質的に同一であるとの認識があったといえる と評価できる。

### ③ 小括

したがって、HBD 社の財務諸表においては、BB 社に対する本件 LED 蛍光灯②の納品は、BB 社に対する売上ではなく、AA 社に対する返品として会計処理がなされるべきであったと史料する。

## (2) 計上時期の妥当性

### ① 出荷の状況

前記のとおり、本件 LED 蛍光灯②が ff 氏の指示に従い HBD 社の八潮倉庫から出荷されたのは、平成 21 年 6 月 30 日ではなく、同年 7 月 30 日であり、その間に、HBD 社が BB 社ないし AA 社から本件 LED 蛍光灯②を BB 社ないし AA 社の在庫として保管していたことを窺わせる証拠はない。

### ② 小括

したがって、HBD 社の財務諸表においては、AA 社に対する本件 LED 蛍光灯②の返品は、平成 21 年 6 月 30 日ではなく、同年 7 月 30 日をもって計上すべきであったと史料する。

#### IV 調査事項③について

##### 1. 問題の所在

HBD 社は、その財務諸表において、平成 21 年 10 月 29 日から同年 12 月 29 日にかけて、CC 社に対する LED 蛍光灯（以下「本件 LED 蛍光灯③」という。）の売上を計上している（以下、当該売上に係る取引を「本件取引③」という。）。

しかし、本件 LED 蛍光灯③は HBD 社が AA 社から仕入れたものであり、その一部（以下「本件 LED 蛍光灯③直送分」という。）は、AA 社が CC 社からその蛍光管を仕入れたものであり、本件 LED 蛍光灯③直送分の蛍光管は、本件取引③の売上計上前後を通じて、CC 社の倉庫である NN 社の倉庫に保管され続けていた。

そのため、HBD 社の財務諸表において、当該金額を当該時期の売上として計上した会計処理は妥当であったかが問題となる。

##### 2. 当委員会が認定した事実

調査事項③に関連して、当委員会が確からしいとの心証を得た事実関係は、以下に述べるとおりである。

###### (1) CC 社について

CC 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料IV.2.(1)に記載のとおりである。

###### (2) 本件取引③の概要

平成 21 年 10 月 29 日から同年 12 月 29 日にかけて、HBD 社は、別紙IVのとおり、CC 社に対し、LED 蛍光灯合計 55,500 本（本件 LED 蛍光灯③）を納品したものととして、本件 LED 蛍光灯③の販売価格合計 561,750,000 円（消費税別）の売上を計上した。

CC 社は、HBD 社に対し、平成 22 年 1 月 28 日に 331,537,500 円、同年 3 月 1 日に 272,160,000 円を支払った。CC 社の転売先から CC 社に対する支払が遅延したため、CC 社から HBD 社に対する支払も遅延したものである。

###### (3) 本件 LED 蛍光灯③の蛍光管・電源の流れ

本件 LED 蛍光灯③は、いずれも電源分離型の LED 蛍光灯であり、LED 蛍光管と専用電源のセットで 1 つの製品を構成する。

本件 LED 蛍光灯③のうち別紙IVにおいて仕入の出荷欄において「→HBD 社倉庫」との表示があるもの（以下「本件蛍光灯③非直送分」という。）は、その LED 蛍光管と専用電源の双方が、各売上計上日の直前の時点では HBD 社の八潮倉庫に保管されており、各売上計上日に HBD 社の八潮倉庫から NN 社の倉庫に出荷されている。



他方、本件 LED 蛍光灯③のうち別紙Ⅳにおいて仕入の出荷欄において「→」との表示があるもの（本件 LED 蛍光灯③直送分）の LED 蛍光管は、AA 社の委託を受けて CC 社が製造し、各売上計上日の前後を通じて、NN 社の倉庫に保管され続けていた。

本件 LED 蛍光灯③直送分の専用電源は、別紙Ⅳのとおり、OO 社から AA 社に対して仕入がなされ、OO 社の倉庫から CC 社の倉庫である NN 社の倉庫に出荷されている。

#### (4) 本件 LED 蛍光灯③の流通状況

当委員会が調査した限りでは、本件 LED 蛍光灯③は、別紙Ⅳのとおり流通した可能性が高い。

本件取引③以降の本件 LED 蛍光灯③の流通過程においては、同一の当事者が介在している可能性があり（ただし、そのことのゆえに直ちに不正であるとも限らない）、また、それとは別途に、AA 社と PP 社の間の取引及び PP 社と FF 社の間の取引に関しては、PP 社を原告、AA 社及び FF 社を被告とする訴訟も提起されているなど、不正な取引が存在している可能性は否定できないが、当委員会の調査においてこれらの真相を解明することはできていない。

### 3. 当委員会の判断

#### (1) 会計処理の妥当性

##### ① 本件 LED 蛍光灯③非直送分について

本件 LED 蛍光灯③非直送分については、その LED 蛍光管も専用電源も、前記 1.の表の各売上計上日に、HBD 社の八潮倉庫から CC 社の倉庫である NN 社の倉庫に現実に出荷されている。

したがって、本件 LED 蛍光灯③非直送分については、前記 1.の表の各売上計上日に CC 社に対する売上として計上した会計処理は、妥当でなかったとはいえないと思料する。

##### ② 本件 LED 蛍光灯③直送分について

本件 LED 蛍光灯③直送分については、その LED 蛍光管に着目すると、LED 蛍光管の製造委託先と LED 蛍光灯の販売先とがいずれも CC 社であり、LED 蛍光管が、AA 社又は HBD 社の倉庫を経由することなく、LED 蛍光管の製造委託先たる CC 社の倉庫から LED 蛍光灯の販売先たる CC 社の倉庫に直送されたことになっていることから、LED 蛍光管そのものは場所的に移動をしておらず、LED 蛍光管の移動の時期から売上の計上時期が妥当であったか否かを判断することがで

きない。

しかし、本件 LED 蛍光灯③直送分について、その専用電源に着目すると、専用電源の製造委託先である OO 社から本件 LED 蛍光灯③の製造者である AA 社に対して納品されるものであって、LED 蛍光管の製造委託先たる CC 社に納品されることはないのであるから、OO 社から CC 社に対して本件 LED 蛍光灯③直送分の専用電源が出荷された場合は、専用電源が、AA 社又は HBD 社の倉庫を経由せずに、LED 蛍光灯の販売先としての CC 社の倉庫に納品されたものであると解釈されるべきである。

そして、本件 LED 蛍光灯③は、電源分離型の LED 蛍光灯であり、LED 蛍光管と専用電源を組み合わせるなどの作業も要しないものであるから、本件 LED 蛍光灯③直送分については、専用電源が CC 社の倉庫に納品され、CC 社の製造に係る LED 蛍光管と OO 社の納品に係る専用電源が同一の場所に存在する状態になった時点で、1 つの製品としての本件 LED 蛍光灯③が、HBD 社からその販売先である CC 社に納品されたことになるものとする。

この点、HBD 社における本件 LED 蛍光灯③直送分の各売上計上日には、既に、その販売数量に見合う数量の専用電源が OO 社から AA 社に販売され、OO 社の倉庫から CC 社の倉庫である NN 社の倉庫に出荷されていたことが認められる。

したがって、本件 LED 蛍光灯③直送分についても、HBD 社が前記 1.の表の各売上計上日に CC 社に対する売上として計上した会計処理は、妥当でなかったとはいえないと思料する。

## (2) 本件取引③以降の本件 LED 蛍光灯③の流通状況との関係

前記 2.(4)のとおり、本件取引③以降の本件 LED 蛍光灯③の流通過程においては、何らかの不正な取引が存在している可能性が否定できないが、当委員会の調査においては、その真相を解明することはできていない。

しかし、当委員会が調査した限りでは、本件取引③そのものは、不正な取引であると認めるべき事情はなく、また、少なくとも本件取引③の時点においては、HBD 社又は FTC 社の役員又は従業員が本件取引③以降の流通過程で不正な取引に関与することを意図し又は不正な取引が行われることを認識していたことを窺わせる事情もない。

したがって、本件取引③以降の本件 LED 蛍光灯③の流通状況との関係でも、本件取引③には、HBD 社又は FTC 社の役員又は従業員の不正な行為があったとはいえないと思料する。

## V 調査事項④について

### 1. 問題の所在

HBD 社は、その財務諸表において、平成 22 年 4 月 26 日及び同年 7 月 22 日に、DD 社からの LED 蛍光灯（以下、4 月 26 日仕入分を「本件 LED 蛍光灯④-1」、7 月 22 日仕入分を「本件 LED 蛍光灯④-2」といい、総称して「本件 LED 蛍光灯④」という。）の仕入を計上している（以下、本件 LED 蛍光灯④-1 及び本件 LED 蛍光灯④-2 の仕入に係る取引を、それぞれ「本件取引④-1」及び「本件取引④-2」といい、総称して「本件取引④」という。）。

また、類似の取引として、HBD 社は、その財務諸表において、平成 22 年 6 月 30 日から同年 7 月 29 日にかけて、BB 社から LED 蛍光灯（以下「本件 LED 蛍光灯④'」という。）の仕入を計上している（以下、当該仕入に係る取引を「本件取引④'」という。）

しかし、DD 社及び BB 社は実質的な事業活動を行っていないいわゆるペーパーカンパニーであったことが疑われる。

そのため、DD 社との間の本件取引④及び BB 社との間の本件取引④'が不正な取引でなかったかが問題となる。

### 2. 当委員会が認定した事実

調査事項④に関連して、当委員会が確からしいとの心証を得た事実関係は、以下に述べるとおりである。

#### (1) DD 社について

DD 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料 V.2.(1)のとおりである。

DD 社の登記上の取締役は、設立以来、kk 氏<sup>6</sup>、ll 氏及び mm 氏の 3 名とされ、登記上の代表取締役は、kk 氏とされている。

DD 社は、かつては人材派遣業を営んでいたが、少なくとも本件取引④の当時においては、既に実質的な事業活動は全く行っておらず、gg 氏が実質的な支配をしているいわゆるペーパーカンパニーであった。gg 氏は、後述する本件取引⑤においても、FTC 社から支払われた紹介手数料を EE 社の預金口座から DD 社の預金口座に入金したうえで同預金口座から引き出している。

#### (2) BB 社について

前記 III.2.(1)を参照されたい。

---

<sup>6</sup> 平成 22 年 1 月に「x」から「y」に氏を変更している。

本件取引④’の当時においては、gg 氏、小山氏又は畔柳氏が、BB 社を実質的に支配していた ff 氏から、本件取引④’に BB 社を利用することについて承諾を得て BB 社を利用したものである。

(3) 本件取引④・④’に至る経緯

HBD 社が本件取引④及び④’を行うに至った経緯については、本調査の時間的制約から十分な裏付調査をすることができていないため、当委員会として認定できる事実に乏しい。ただ、本報告書作成日直前になって畔柳氏及び ff 氏が説明した内容を考え併せると、以下のような経緯であった可能性がある。

① 本件取引④-1 について

HBD 社は、本件取引④-1 の前までは、ほとんどすべての LED 蛍光灯を、LED 蛍光灯の開発・製造会社である AA 社から LED 蛍光灯を仕入れてきていたが、本件取引③において ff 氏が探してきた販売先であった CC 社が、前記IV.2.(2)のとおり HBD 社に対する支払を遅延させたことなどを理由に、HBD 社と ff 氏ないし AA 社の関係が悪化していたことから、平成 22 年 4 月ころは、HBD 社が AA 社から LED 蛍光灯を仕入れなくなっていた。他方で、当時の AA 社は、資金繰りが悪化しており、LED 蛍光灯を販売することによって早期に資金を捻出する必要に迫られていた。そこで、ff 氏は、gg 氏に対し、LED 蛍光管<sup>7</sup>を、gg 氏において専用電源と組み合わせて、LED 蛍光灯として販売するよう依頼し、gg 氏は、gg 氏が実質的な支配をしていた DD 社を通じて、HBD 社に対し、本件 LED 蛍光灯④-1 を販売することにした。

他方、HBD 社の代表取締役である鳴海氏は、gg 氏が FTC 社の従業員であった際に鳴海氏の直属の部下であったこと、従前から gg 氏が代表取締役を務める EE 社に対しては、LED 蛍光灯のほか各種の商材を買い取ってきてもらっており、gg 氏からの依頼を断りにくい状況にあったこと、既に相当数の LED 蛍光灯の在庫はあったものの、QQ 社等に対して販売できると見込んだことなどから、gg 氏の依頼に応じる形で、DD 社から本件 LED 蛍光灯④-1 を仕入れることとした。

② 本件取引④’について

平成 22 年 6 月 10 日ころ、gg 氏は、直接に又は ff 氏を通じて間接に、FF 社又

---

<sup>7</sup> FF 社が PP 社から仕入れていた LED 蛍光灯の蛍光管である可能性が高い。

はその関係者に対して貸付けをし<sup>8</sup>、その担保として、FF 社が PP 社から仕入れていた本件 LED 蛍光灯④'の差入れを受けており、当該貸付けの返済を受けられない場合には、本件 LED 蛍光灯④'を BB 社を通じて HBD 社に販売したいと考えていた。

他方、HBD 社においては、畔柳氏が、CC 社、OO 社<sup>9</sup>及び RR 社<sup>10</sup>から LED 蛍光灯の発注を受けられる見込みを得ていたことから、BB 社から本件 LED 蛍光灯④'を仕入れることとした。

結局、FF 社又はその関係者から gg 氏に対して返済がなかったため、本件取引④'が行われることとなった。

### ③ 本件取引④-2 について

平成 22 年 6 月 9 日、AA 社は、EE 社から 10,050,000 円を借り入れ、同月 16 日、DD 社から 20,000,000 円を借り入れたうえ、これらの担保として、本件 LED 蛍光灯④-2<sup>11</sup>を差し入れていた。

gg 氏、畔柳氏及び小山氏は、AA 社が前記の借入れを返済できないこと、HBD 社において、OO 社及び SS 社から発注を受けられる見込みを得ていたことから、DD 社から HBD 社に対して本件 LED 蛍光灯④-2 を販売することを企図し、鳴海氏もこれを了承した。

---

<sup>8</sup> 当時、FF 社は、PP 社から LED 蛍光灯を大量に仕入れたものの、その販売先が見つからず、PP 社に対する仕入代金を支払えない状況にあった。また、PP 社としても、FF 社から販売代金の支払がないため、PP 社内で問題となりつつあった。そのため、FF 社又はその関係者が PP 社に対して約 50,000,000 円の貸付けをし、gg 氏が FF 社又はその関係者に対して 20,000,000 円から 25,000,000 円の貸付けをしたものである。

<sup>9</sup> OO 社は、AA 社に対する LED 蛍光灯専用電源の売掛金が滞っている状況にあり、畔柳氏と OO 社の担当者との間で、OO 社が HBD 社から LED 蛍光灯を仕入れる代わりに、畔柳氏が AA 社をして OO 社に対して電源の仕入代金を支払わせることにした。もっとも、本件 LED 蛍光灯④'の専用電源が OO 社が AA 社に納入したものであることが判明したため、OO 社は HBD 社に対して代金を支払わず、結局、本件 LED 蛍光灯④'も後日に返品されしまっており、また、AA 社も、OO 社に対しては、平成 22 年 6 月 9 日の EE 社からの借入れを原資として約 10,000,000 円を支払ったにとどまった。結局、OO 社は、同年 10 月に、AA 社、ff 氏、FTC 社及び小山氏を被告として、売掛金支払請求訴訟を提起するに至っている。

<sup>10</sup> ii 氏が畔柳氏に対して紹介した販売先であり、本件取引④'において HBD 社が BB 社に対して支払った仕入代金のうち 10,000,000 円が、BB 社から ii 氏が代表取締役を務める VV 社に対し、コンサルティングフィーの名目で支払われている。

<sup>11</sup> FF 社が PP 社から仕入れていたものである可能性が高い。

(4) 本件取引④・④'の概要

平成 22 年 4 月 26 日に、HBD 社は、別紙Vのとおり、DD 社から、LED 蛍光灯合計 6,000 本（本件 LED 蛍光灯④-1）の納品を受け、本件 LED 蛍光灯④-1 の仕入価格合計 42,000,000 円（消費税別）の仕入を計上した。

平成 22 年 6 月 30 日から同年 7 月 29 日にかけて、HBD 社は、別紙Vのとおり、BB 社から、LED 蛍光灯合計 10,000 本（本件 LED 蛍光灯④'）の納品を受け、本件 LED 蛍光灯④'の仕入価格合計 51,875,000（消費税別）の仕入を計上した。

平成 22 年 7 月 22 日に、HBD 社は、別紙Vのとおり、DD 社から、LED 蛍光灯合計 9,650 本（本件 LED 蛍光灯④-2）の納品を受け、本件 LED 蛍光灯④-2 の仕入価格合計 62,604,848（消費税別）の仕入を計上した。

(5) 本件取引④・④'の仕入代金の支払と資金移動

本件取引④及び④'に係る仕入代金の支払の状況及び支払われた仕入代金の資金移動の状況は、別紙Vのとおりである。

① 本件取引④の仕入代金

本件取引④に係る仕入代金については、HBD 社が、平成 22 年 4 月 16 日及び同年 7 月 27 日に、DD 社に対し、本件取引④に係る仕入代金の支払として、それぞれ 44,100,000 円及び 65,735,090 円を振込送金している。そして、各同日に、gg 氏が、DD 社の預金口座から、各仕入代金のほぼ全額である 44,090,000 円及び 65,750,000 円を引き出しているが、その用途は不明である。

② 本件取引④'の仕入代金

本件取引④'に係る仕入代金については、HBD 社が、平成 22 年 7 月 1 日及び同年 7 月 6 日に、BB 社に対し、本件取引④'に係る仕入代金の支払として、それぞれ 24,150,000 円及び 30,318,750 円を振込送金している。そして、同年 7 月 7 日に、小山氏が、BB 社の預金口座から DD 社の預金口座に対して 44,470,525 円を振込送金し、同日に、gg 氏が、DD 社の預金口座から 44,470,000 円を引き出し、同日に、小山氏が、gg 氏からそのうち 43,670,000 円を受領しているが、その用途は不明である。

(6) 本件 LED 蛍光灯④・④'の販売の状況

① 本件 LED 蛍光灯④

本件 LED 蛍光灯④-1 は、別紙Vのとおり、その直後の時期では、同年 5 月 13 日、同月 27 日及び同年 6 月 23 日に、QQ 社に対し、単価 7,500 円で合計 53 本を販売できたにとどまり、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 5,521 本の在庫が残っ

ており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 38,201,680 円下回っている状況にある。

本件 LED 蛍光灯④-2 のうち商品コード HLED40W-HA1 は、別紙Vのとおり、同年 8 月 17 日に、EE 社に対し、単価 9,290 円で合計 3,080 本を販売できたにとどまり、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 772 本の在庫が残っており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 2,102,648 円下回っており、商品コード HLED40W-HA2 も、別紙Vのとおり、その直後の時期では、平成 22 年 8 月 17 日に、OO 社に対し、単価 6,000 円で 1,000 本が販売できたにとどまり（しかもその後返品されている。）、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 4,362 本の在庫が残っており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 22,684,500 円下回っている状況にある。

② 本件 LED 蛍光灯④'

本件 LED 蛍光灯④'のうち商品コード HLED40W-H3 は、別紙Vのとおり、同日中に、CC 社に対し、単価 5,500 円で 2,500 本すべてが販売できており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 1,250,000 円上回っている。

本件 LED 蛍光灯④'のうち商品コード HLED40W-H2 は、別紙Vのとおり、その直後の時期では、同年 6 月 30 日に、OO 社に対し、単価 6,000 円で 2,000 本を（しかもその後返品されている。）、同年 7 月 30 日に、RR 社に対し、単価 6,000 円で 3,000 本を、それぞれ販売できており、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 533 本の在庫が残っているものの、既に販売価格の合計が仕入価格の合計を 4,001,624 円上回っている状況にある。

### 3. 当委員会の判断

(1) HBD 社取締役の任務懈怠の有無

① 鳴海氏

前記のとおり、DD 社及び BB 社は、gg 氏が実質的な支配又は利用をしているいわゆるペーパーカンパニーであること、HBD 社は、本件取引④及び④'の前までは、ほとんどすべての LED 蛍光灯を、LED 蛍光灯の開発・製造会社である AA 社から LED 蛍光灯を仕入れており、AA 社以外の仕入先としては、平成 22 年 3 月 29 日に LED 蛍光管の製造会社である CC 社から合計 36 本の LED 蛍光灯を仕入れたことがあるだけであり、DD 社及び BB 社のように単に LED 蛍光灯を転売するだけの会社から LED 蛍光灯を仕入れたことはなかったこと、特に、本件 LED 蛍光灯④のうち平成 22 年 4 月 26 日に仕入れたもの及び本件 LED 蛍光灯④'のうち同年 7 月 28 日以降に仕入れたものについては、HBD 社は、DD 社及び BB 社に対し、その納品を受けるよりも前に仕入代金を前払していることなどからす

ると、鳴海氏は、本件 LED 蛍光灯④及び④'について、製品の権利関係及び品質を十分に吟味すること、DD 社及び BB 社について、与信調査を含む取引先としての適格性を調査することなどが必要であったと考えられるが、鳴海氏がかかる吟味及び調査を行った形跡は窺われない。

また、本件取引④及び④'の前の時点でも、HBD 社には、相当数の LED 蛍光灯の在庫があったことが窺われることなどからすると、HBD 社には、新たに LED 蛍光灯を仕入れる必要性は極めて乏しかったといえるが、少なくとも大量の在庫が残ることとなった本件取引④との関係では、鳴海氏は仕入に見合う販売先を確保できるか否かについて確認及び検討することも怠っていたといわざるを得ない。

以上からすると、鳴海氏は、DD 社との間の本件取引④及び BB 社との間の本件取引④'を行うにあたり、HBD 社の代表取締役として当然に尽くすべき注意を怠っていたといわざるを得ないと思料する。

## ② 畔柳氏

### (a) 善管注意義務違反

前記①において鳴海氏について述べたところは、本件取引④及び④'の取引条件の決定等に関与していた畔柳氏にも同様のことがあてはまる。

### (b) 本件取引④'における利益相反取引規制違反の可能性

前記 2.(5)②のとおり、本件取引④'では、HBD 社が BB 社に支払った仕入代金合計 54,468,750 円（消費税込）の大部分を占める 43,670,000 円を小山氏が受領するに至っているが、その用途が不明である。

gg 氏が FF 社又はその関係者に対して貸付けをしたこと（前記 2.(3)②）が事実であるとすれば、当該貸付けに相当する額である 20,000,000 円から 30,000,000 円程度は gg 氏が受領している可能性はあるといえる。

しかしながら、他方で、(i) 小山氏の携帯電話に記録されていた平成 22 年 6 月 22 日から平成 23 年 12 月 6 日までの畔柳氏と小山氏との間の電子メールのやりとりから、畔柳氏と小山氏の関係は「主従関係」とも表現できるものであることが窺われること、(ii) そのうち平成 22 年 6 月 24 日から同年 7 月 7 日までの畔柳氏と小山氏との間の電子メールのやりとりからは、小山氏が、本件取引④'の取引条件、本件 LED 蛍光灯④'の HBD 社からの販売先、本件取引④'の仕入代金の資金移動等について、逐次畔柳氏に対して電子メールで指示を仰ぎ又は報告をしており、畔柳氏が、本件取引④'に相当程度深く関与していることが認められること、(iii) 小山氏は、gg 氏から 43,670,000 円を受領した際にも、畔柳氏に対し「資金、回収致しました。4447 万円うち、80 万円を渡しました



ので、残金 4367 万円になります。」などという内容の電子メールを送付してことなどからすると、小山氏が畔柳氏の使者として当該金員を受領し、畔柳氏が当該金員の一部、場合によっては相当部分を取得している可能性も否定し難い。

畔柳氏が本件取引④'の仕入代金の一部でも取得しているとするれば、本件取引④'は、形式的には BB 社と HBD 社との間で行われたものではあるが、実質的には、その一部が、HBD 社の社外取締役である畔柳氏が自己のために HBD 社と取引を行ったもの（直接取引：会社法第 356 条第 1 項第 2 号）、又は HBD 社が畔柳氏以外の者との間において HBD 社と畔柳氏の利益が相反する取引を行ったもの（間接取引：同項第 3 号）だった可能性もあり、その場合は、会社法上の利益相反取引に該当することになる。

そして、本件取引④'は、HBD 社の取締役会の承認を経ずに行ったものであるから、畔柳氏が実質的に本件取引④'を行っていた場合は、畔柳氏において、利益相反取引規制（会社法第 356 条第 1 項）に違反していたことになる。

(c) 本件取引④における利益相反取引規制違反の可能性

前記のとおり、本件取引④では、HBD 社が DD 社に支払った仕入代金合計 109,835,090 円（消費税込）のほぼ全額である 109,840,000 円を、本件取引④'の場合と同様に gg 氏が引き出しているが、その用途が不明である。

前記 2.(3)①及び③に述べた経緯が事実であるとするれば、gg 氏、EE 社又は DD 社から AA 社に対する貸付けに相当する額については、gg 氏が受領している可能性はあるといえる。

他方で、本件取引④と本件取引④'の時期、状況及び経緯の類似性に鑑みると、本件取引④においても、本件取引④'と同様に、畔柳氏が当該金員の一部、場合によっては相当部分を取得している可能性も否定し難いように思われる。

畔柳氏が本件取引④'の仕入代金の一部でも取得しているとするれば、本件取引④も、形式的には DD 社と HBD 社との間で行われたものではあるが、実質的には、会社法上の利益相反取引に該当する可能性がある。

そして、本件取引④も、HBD 社の取締役会の承認を経ずに行ったものであるから、畔柳氏が実質的に本件取引④を行っていた場合は、畔柳氏において、利益相反取引規制（会社法第 356 条第 1 項）に違反していたことになる。

③ 小山氏

(a) 善管注意義務違反

前記②において畔柳氏について述べたところは、同じく本件取引④及び④'の取引条件の決定等に関与していた小山氏にも同様のことがあてはまる。

(b) 利益相反取引規制違反

小山氏は、本件取引④及び④'について、畔柳氏に対して電子メールで指示を仰ぎ又は報告をしながら、取引条件の決定、HBD 社からの販売先の決定、仕入代金の資金移動に関与しており、畔柳氏が本件取引④又は④'の仕入代金の一部でも取得している場合には、これに深く関与している点で、善管注意義務違反があるといわざるを得ないことになる。

(2) HBD 社取締役の HBD 社に対する損害賠償責任の有無

① 本件取引④における HBD 社の損害

前記のとおり、本件 LED 蛍光灯④のうち平成 22 年 4 月 26 日に仕入れた商品コード HLED40W-HDL は、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 5,521 本の在庫が残っており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 38,201,680 円下回っている状況にある。

また、本件 LED 蛍光灯④のうち平成 22 年 7 月 22 日に仕入れた商品コード HLED40W-HA1 は、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 772 本の在庫が残っており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 2,102,648 円下回っており、商品コード HLED40W-HA2 も、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 4,362 本の在庫が残っており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 22,684,500 円下回っている状況にある。

もともと、本件 LED 蛍光灯④は、HBD 社の他の LED 蛍光灯で代替できる場合が多く、HBD 社は、販売先からの LED 蛍光灯の発注があったときは、代替性がある限りは、仕入価格の高かったものから販売することにしており、仕入価格が低かった本件 LED 蛍光灯④は、他の LED 蛍光灯よりも販売が後回しになってしまうことからすると、将来において HBD 社に損害が生じる可能性があるにとどまる。

② 本件取引④'における HBD 社の損害

他方、前記のとおり、本件 LED 蛍光灯④'のうち平成 22 年 6 月 30 日に仕入れた商品コード HLED40W-H3 は、同日中に、CC 社に対して 2,500 本すべてが販売できており、販売価格の合計が仕入価格の合計を 1,250,000 円上回っている。

本件 LED 蛍光灯④'のうち平成 22 年 6 月 30 日から同年 7 月 29 日にかけて仕入れた商品コード HLED40W-H2 も、平成 23 年 9 月末日の時点で、なお 533 本の在庫が残っているものの、既に販売価格の合計が仕入価格の合計を 4,001,624 円上回っている状況にある。

とすれば、本件取引④'によっては、HBD 社に損害が生じたものとは認め難いと考ええる。

③ 小括

したがって、HBD 社の取締役である畔柳氏、鳴海氏及び小山氏は、本件取引④によって将来に HBD 社に損害が生じた場合に、当該損害について、HBD 社に対して損害賠償責任を負う可能性があると思料する。

(3) HBD 社取締役の特別背任罪の成否

① 任務違背

前記のとおり、畔柳氏、鳴海氏及び小山氏には、本件取引④及び④'において、利益相反取引規制違反又は善管注意義務違反の可能性があり、その場合は特別背任罪の要件としての任務違背があったと認められる。

② 図利加害目的

畔柳氏は、本件取引④及び④'において、HBD 社が支払った仕入代金の一部でも取得している場合には、実質的には畔柳氏と HBD 社との間の取引でありながら、あえてペーパーカンパニーである DD 社及び BB 社を介在させるという手段を用いていたことになり、自己の利益を図る目的があったことが疑われる。

鳴海氏は、本件取引④及び④'において、図利加害目的を認定しうるほどの事情は見当たっていない。

小山氏は、もっぱら畔柳氏の指示に従って行動していたものであるから、畔柳氏に自己の利益を図る目的があった場合には、同じく畔柳氏の利益を図る目的があったことが疑われる。

③ 損害

前記のとおり、本件取引④'については、HBD 社に財産上の損害が生じたとは認め難いが、本件取引④については、将来に HBD 社に財産上の損害が生じる可能性がある。

④ 小括

したがって、畔柳氏及び小山氏については、畔柳氏が HBD 社の支払った仕入代金の一部を取得し、本件取引④を実質的に行っており、本件取引④によって HBD 社に損害が生じた場合には、特別背任罪が成立する可能性がある。

## VI 調査事項⑤について

### 1. 問題の所在

FTC 社は、平成 22 年 12 月から平成 23 年 8 月にかけて、FTC 社から FF 社に対する LED 蛍光灯の販売取引に関して、EE 社に対し、総額 506,153,600 円の紹介手数料（以下「本件紹介手数料」という。）を支払っている。

しかし、本件紹介手数料の相当部分は、EE 社の通常の事業の過程では使用されず、DD 社等を通じて現金化されているなどしていることが疑われる。

そこで、FTC 社から EE 社に対する本件紹介手数料の支払が不正な取引でなかったかが問題となる。

### 2. 当委員会が認定した事実

調査事項⑤に関連して、当委員会が確からしいとの心証を得た事実関係は、以下に述べるとおりである。

#### (1) EE 社について

EE 社の登記事項の内容及びその履歴は、資料VI.2.(1)のとおりである。

EE 社は、ウェブサイトの企画及び制作等の事業を営んでいるほか、LED 蛍光灯の販売も行っている。

EE 社の代表取締役は、設立から現在に至るまで、gg 氏である。

#### (2) FF 社との取引について

平成 22 年 10 月ころ、ff 氏が、GG 社が FF 社に対して大量の LED 蛍光灯の発注があり、FF 社において日本製の LED 蛍光灯の仕入先を探しているとの情報を得て、これを畔柳氏に紹介した。

畔柳氏は、(i) XX 銀行の調査によって、GG 社と FF 社との間に取引の実態があり、GG 社において大枠で約 11,000,000,000 円の予算がとれていることが確認されたこと、(ii) XX 銀行から極度額 2,000,000,000 円の融資につき承認を受けることができたこと、(iii) FTC 社のグループにおいては、それまで HBD 社が LED 事業を行っていたが、FF 社が、HBD 社との取引には難色を示したことなどから、FTC 社において、LED 蛍光灯を製造し、これを FF 社に販売することとした。

平成 22 年 12 月 15 日、FF 社から FTC 社に対し、初期受注分の売買代金の一部として、前渡金 100,000,000 円が支払われた。

平成 23 年 1 月 24 日、FTC 社の取締役会の決議をもって、FTC 社が LED 事業を開始することが承認された。なお、FTC 社から FF 社に対する LED 蛍光灯の販売価格は、商品コード FLA1198 (40WT-8) の LED 蛍光灯については 4,250 円/本、商品コード FLA2367 (86WT-8) については 9,250 円/本と定められた。

平成 23 年 1 月から同年 7 月にかけて、FTC 社は、FF 社に対する LED 蛍光灯の販売として、総額約 4,736,000,000 円（消費税別）の売上を計上した。

平成 23 年 8 月ころ、FF 社が、FTC 社が納品した LED 蛍光灯の電源に不具合があったこと、GG 社から FF 社に対する約 12,000,000,000 円の発注のうち約 6,000,000,000 円の発注がキャンセルされたことなどを理由として、FTC 社に対する LED 蛍光灯の売買代金の一部の支払を拒絶したため、FTC 社において、FF 社に対し、約 1,634,000,000 円の売掛金の未回収が発生した。しかし、FTC 社は、その後、GG 社からその LED 事業を譲り受けるにあたり、FF 社における LED 蛍光灯の在庫を安価で譲り受けるとともに、当該事業譲渡の対価の一部として、FF 社に対する売掛金を譲渡したことから、上記の未回収の売掛金はなくなっている。

### (3) EE 社に対する紹介手数料について

FTC 社は、EE 社との間で、平成 22 年 12 月 1 日付で、EE 社が FTC 社及び FTC 社グループに対して LED 照明機器の販売先を紹介することなどに関する業務委託契約（以下「EE 社業務委託契約」という。）を締結するとともに、同日付で、EE 社が FTC 社に対して LED 照明機器の販売先として FF 社を紹介したことを確認する旨の覚書（以下「EE 社覚書」という。）を締結した。

前記(2)のとおり、FTC 社と FF 社との間の LED 蛍光灯の取引は、もともとは ff 氏の紹介に係るものであったが、当時は、ff 氏が代表取締役を務める AA 社が、平成 22 年 7 月には TT 社から、同年 10 月には OO 社から、それぞれ被告として訴訟を提起され、AA 社の HBD 社に対する債権に仮差押えがあったり、OO 社から HBD 社に対して AA 社に関する照会が来るなどしていたことなどから、FTC 社において、ff 氏又は AA 社と直接の取引をすることができない状況にあったため、ff 氏が、gg 氏の協力を得て、EE 社において FTC 社及び FTC 社グループに対して販売先を紹介することとしたものである。

EE 社覚書においては、FTC 社は、EE 社に対し、FF 社に納入する製品の部材調達のための仕入先との交渉を委託し、FF 社の紹介に係る紹介手数料及び仕入先との交渉の業務委託手数料として、商品コード FLA1198（40WT-8）の LED 蛍光灯については製造原価と 3,750 円／本との差額を、商品コード FLA2367（86WT-8）については製造原価と 8,550 円／本との差額を、それぞれ支払う旨が定められている。

平成 23 年 1 月から同年 7 月にかけて、FTC 社は、EE 社に対し、EE 社覚書に従い、照会手数料及び業務委託手数料として、別紙Ⅵのとおり、調整金額控除後の金額として、総額 506,153,600 円（消費税込）（本件紹介手数料）を支払った。

FTC 社が EE 社に対して支払った本件紹介手数料は、別紙Ⅵのとおり、そのうち総額 376,439,000 円が DD 社の預金口座に、総額 55,074,350 円が AA 社の預金口座に、総額 22,600,000 円が ff 氏個人の預金口座に、いずれも EE 社の預金口座に振込があった直後に、それぞれ振込送金されており、52,040,250 円が EE 社の預金口座に

残ることになった。

EE 社の預金口座から DD 社の預金口座に振り込まれた総額 376,439,000 円は、いずれも EE 社の預金口座から振込があった直後に、現金として引き出されているが、その用途は不明である。

(4) EE 社から FTC 社に対する手数料戻しの経緯について

平成 23 年 8 月 31 日に、EE 社から FTC 社に対し、本件紹介手数料の一部戻しとして、260,000,000 円が支払われ、同年 9 月 30 日から同年 11 月 10 日にかけて、FTC 社から EE 社に対し、再び本件紹介手数料として、合計 260,000,000 円（同年 9 月 30 日に 130,000,000 円、同年 11 月 4 日に 50,000,000 円、同月 10 日に 80,000,000 円）が支払われている。

上記に関連して、EE 社から FTC 社に対する支払の直前である平成 23 年 8 月 31 日に、畔柳氏から EE 社に対し、250,000,000 円が支払われており、FTC 社から EE 社に対する各支払の直後である同年 9 月 30 日、同年 11 月 4 日及び同月 11 日に、EE 社から畔柳氏に対し、それぞれ 120,000,000 円、50,000,000 円及び 80,000,000 円が支払われている。

当時、FTC 社においては、FF 社からの売掛金回収が滞ったことを主たる理由として、平成 23 年 8 月 31 日を返済期限とする XX 銀行からの借入れの返済資金を手当てする必要性が生じた。そこで、畔柳氏は、自ら当該返済資金を出すこととしたが、FTC 社が役員から高額な借入れをするには取締役会決議による承認を要することから、これを回避するため、畔柳氏から EE 社に対して 250,000,000 円を貸し付け、EE 社から FTC 社に本件紹介手数料の一部を戻すという形をとって、FTC 社をして上記返済資金を調達させたものである。

なお、畔柳氏は、250,000,000 円を現金で所持していたものと思われるが、かかる多額の現金をどのように調達したのかは不明である。

### 3. 当委員会の判断

(1) 本件紹介手数料の支払の妥当性

① 金額の妥当性について

確かに、EE 社に支払われた本件紹介手数料は、FTC 社の FF 社に対する売上の 10%を上回る比較的高額なものである。

しかし、前記 2.(3)に述べたところからすると、本件紹介手数料は、要するに、商品コード FLA1198 (40WT-8) の LED 蛍光灯については FF 社に対する販売価格 4,250 円/本と EE 社覚書における想定製造原価 3,750 円/本との差額を、商品コード FLA2367 (86WT-8) については FF 社に対する販売価格 9,250 円と EE 社

覚書における想定製造原価 8,550 円／本との差額を、それぞれ FTC 社の得られる利益として確定したうえで、EE 社において部材調達のための仕入先との交渉によって製造原価を引き下げることができれば、EE 社の利益となるというものである。

そうであるとすれば、本件紹介手数料の算定方法は、相応に合理性があり、それ自体が妥当でないとはいえない。

## ② 使途について

そもそも、本件紹介手数料をいかなる使途に用いるかは、本来は支払先である EE 社の自由なはずであり、本件紹介手数料の支払がその使途を理由として不正な取引だったことになるのは、本件紹介手数料が、何らかの不正行為に用いることを意図して、又は FTC 社若しくはその役員若しくは従業員に収受させることを意図して支払われたような場合に限られると考えられる。

しかし、前記のとおり、本件紹介手数料は、特に EE 社からいわゆるペーパーカンパニーである DD 社に対して総額 376,439,000 円もの金額が振り込まれ、現金として引き出されている点で、異常なものであるという疑念は払拭し難い。

この点について、ff 氏及び gg 氏は、ff 氏、gg 氏、kk 氏の 3 名で、それぞれ総額 150,575,600 円、総額 131,753,650 円、総額 94,109,750 円ずつに分配した旨の供述をしているが、(i) 前記のとおり、本件紹介手数料からは ff 氏個人の預金口座にも 22,600,000 円が振り込まれており、わざわざそれと区別して DD 社の預金口座を通じて受領する理由があるとは考え難いこと、(ii) DD 社は gg 氏が実質的に支配しており、現に、gg 氏は、本件取引④及び④'に際しては、特に kk 氏に多額の手数料等を支払うことなく、DD 社の預金口座を利用できていること、(iii) gg 氏及び ff 氏の資金使途の説明は、いずれも証憑のないものであることなどからすると、DD 社の預金口座に振り込まれた総額 376,439,000 円が、ff 氏、gg 氏、kk 氏の 3 名で分配されたというのは、直ちに信用することは難しい。

他方、(i) 同じく DD 社の預金口座が利用された本件取引④及び④'においては、畔柳氏が DD 社の預金口座から引き出された現金を収得している可能性を否定し難いこと、(ii) 平成 23 年 1 月から同年 7 月にかけて DD 社の預金口座から総額 376,439,000 円が引き出されてから間もない同年 8 月 31 日の時点で、畔柳氏が 250,000,000 円もの現金を所持していたことなどからすると、DD 社の預金口座に振り込まれた総額 376,439,000 円についても、その相当部分を畔柳氏が収得している疑いもないとはいえない。

結局、当委員会の調査結果としては、DD 社の預金口座に振り込まれた総額 376,439,000 円がいかなる使途に用いられたかは、不明であると結論せざるを得ない。

③ 小括

以上からすると、例えば、本件紹介手数料の支払がその全部又は一部を畔柳氏に収受させることを意図したものであるなどにより、不正な取引であったという可能性も排除することはできないものの、当委員会が認定できる事実に依拠する限りでは、本件紹介手数料の支払が不正な取引であったということとはできないものと思料する。

(2) 開示上の対応の必要について

前記 2.(4)のとおり、平成 23 年 8 月 31 日の EE 社から FTC 社に対する本件紹介手数料の戻しは、実質的には、畔柳氏から FTC 社に対する 250,000,000 円の貸付けと、EE 社から FTC 社に対する 10,000,000 円の貸付けであったと考えられる。

したがって、今期の財務諸表においては、関連当事者との取引の注記において、畔柳氏から FTC 社に対する貸付けの記載が必要になるものと思料する。

(3) FTC 社と FF 社との取引の売上計上時期について

調査事項⑤に関する調査の過程においては、FTC 社と FF 社との取引に関し、FTC 社の財務諸表において、FF 社に対する売上の計上時期にいわゆる期ズレが存在する疑いがあることが判明している。

調査事項⑤の範囲外であるため、当委員会において網羅的に調査及び検証することは行っていないが、FTC 社において改めて調査をする必要があるものとする。



## Ⅶ 対応策・再発防止策の提言

### 1. 対応策

#### (1) 過年度決算書類の修正

本調査によれば、前記Ⅲ.3.(1)(2)のとおり、本件取引②については、HBD 社の財務諸表における平成 21 年 6 月 30 日の BB 社に対する本件 LED 蛍光灯②の売上は、同年 7 月 30 日の AA 社に対する返品として会計処理がなされるべきであった。

したがって、少なくともこの点については、HBD 社の過年度決算書類において必要な修正を行うべきであると思料する。

#### (2) 関係者の処分

本調査によれば、前記Ⅱ.3.(2)・Ⅴ.3.(1)のとおり、畔柳氏、鳴海氏及び小山氏の三氏には、FTC 社又は HBD 社の取締役として、任務懈怠があるか又はその可能性がある。

いずれも、本調査においては、FTC 社又は HBD 社に損害を生じさせたとまでは認められなかったが、任務懈怠が認められる以上は、FTC 社及び HBD 社において、3 氏の自発的な対応も勘案しつつ、会社としての然るべき処分をすることが相当であると思料する。

### 2. 再発防止策

#### (1) 取引先との不適切な関係の解消・規律

本件調査事項のいずれにおいても、畔柳氏、小山氏又は鳴海氏において、会社の取引先との間に個人的な関係を有していること、会社の取引先の側に少なくない関与をしていること、会社の取引先から利益を受け又はそのような疑いのある行動をしていることなどが、善管注意義務違反若しくは利益相反取引規制違反又はその可能性の温床又は萌芽になっていることが窺える。

FTC 社及び HBD 社においては、取締役又は従業員と会社の取引先との間において、不適切又は過剰な関係があれば直ちに解消させるとともに、その役員規程及び就業規則において厳格な規律を求めることが望ましいものと思料する。

#### (2) コンプライアンス教育の徹底

上記(1)で指摘したとおり、本調査の最大の原因である取引先との個人的な関係を解消し又は規律する必要があるところ、そのためには、FTC 社及び HBD 社の役員規程の遵守を改めて徹底すべきである。必要に応じて、取引先との個人的な関係を、より直接的に禁止事項として規定することも考えられる。

(3) 取締役の相互監視機能の徹底

取締役は本来、相互に他の取締役の職務を監視する役割を負っている。今後、上記(1)で指摘した状況が再発した場合、他の取締役が相互の監視を通じて早期に発見することが望まれる。そのためには、例えば、取締役会において、定期的にそれぞれの職務状況を報告しあうことを改めて徹底する等の対応が望まれる。

(4) 監査役の監視機能の徹底

監査役においても、取締役の職務の適正を監視する役割を負っている。監査役の監視機能をより機能させるために、監視機能の充実を図ることが必要である。

(5) 内部通報制度の改善

また、役員だけでなく、従業員においても、取締役と取引先との不適切な関係を発見した場合には、内部通報を行うべく徹底すべきである。内部通報制度がより機能するよう、社外の通報先も設置するなど、内部通報制度の見直しを図るべきである。

以 上

別紙Ⅱ（調査事項①関連）

○ 本件前渡金支払後の使途不明金等の一覧

年月日	出金額	区分	銀行取引推移 一覧の表示	AA 社出納帳 の表示	注
H20.12.4	26,000,000	現払	—	仮払 (K)	注 1
H20.12.4	50,000,525 (45,000,000)	振払	—	WW	注 2
H20.12.4	11,500,000	振払	—	gg・nn・oo	注 3
H20.12.9	1,000,000	現払	—	—	
H20.12.10	3,105,400	振払	—	Z	注 4
H20.12.29	27,600,000	振払	—	LL	
H21.1.5	92,870	振払	かLL	LL (保険)	
H21.1.14	1,500,000	振払	ff	ff (仮払)	
H21.1.26	4,493,125	振払	かLL	LL	
H21.1.30	1,100,000	現払	—	仮払 (ff)	
H21.2.13	1,000,000	現払	—	仮払 (K)	注 1
H21.2.26	計 2,000,000	現払	—	—	
H21.3.2	3,500,000	振払	クヤナギマコト	仮払 (K)	注 1
H21.3.2	3,500,000	振払	—	仮払 (K)	注 1
H21.3.31	86,625	振払	かLL	修繕費	
H21.4.1	1,942,500	振払	かLL	年会費	
H21.4.14	1,000,000	現払	—	—	
合計	139,421,045 (134,420,520)				

注 1：「K」が何を意味するかは不明である。AA 社出納帳を作成していた小山氏によれば、ff 氏の指示に従って「K」と記入しただけで、「K」が何を意味するかは ff 氏しか知らないとのことであり、ff 氏によれば、「開発関連」という意味で「K」としつつ、ff 氏が私的な使途に費消したものであるとのことであるが、信用性に乏しい。AA 社出納帳で「仮払 (K)」とされているもののうち、平成 21 年 3 月 2 日の 3,500,000 円のみが畔柳氏の預金口座に振り込まれていることが確認できることから、他の「K」への仮払も畔柳氏へのものと推測できそうであるが、その推測をそれ以上に確実に裏付けるに足る証拠はない。なお、畔柳氏によれば、3,500,000 円の支払は、平成 20 年 9 月ころの畔柳氏から ff 氏個人に対する貸付けの返済であるとのことである。

注 2：WW は WW 社を意味し、当時の WW 社は実質的に ff 氏が支配する会社であった。50,000,525 円のうち、525 円は振込手数料であり、5,000,000 円は、平成 21 年 2 月 25 日に WW 社から AA 社に振り込まれているので、実質的に使途が不明な金額は 45,000,000 円である。

注 3：内訳は、gg 氏に対する貸付けとして 3,500,000 円の、nn 氏に対する LED 蛍光管の開発費用の支払として 5,000,000 円、oo 氏に対する平成 20 年 8 月から 12 月までの営業活動の報酬として 3,000,000 円である。具体的な入金先及び 3 氏への分配の方法は不明である。gg 氏に対する貸付け 3,500,000 円は、平成 21 年 3 月 31 日に 2,000,000 円、同年 4 月 1 日に 1,500,000 円が返済されている。

注 4：銀座のクラブである。

別紙Ⅳ（調査事項③関連）

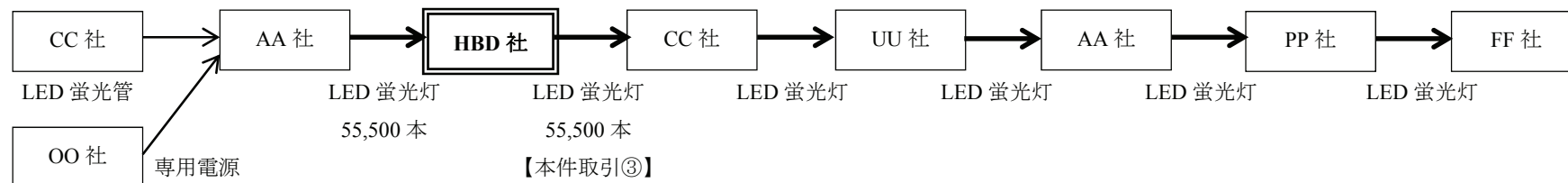
○ 本件取引③の概要

商品コード	仕入						販売					
	仕入計上日	仕入先	単価	数量	販売価格	出荷	売上計上日	販売先	単価	数量	販売価格	出荷
HFLED40W-NE	H21.10.29	AA社	8,000	5,000	40,000,000	→	H21.10.29	CC社	8,400	5,000	42,000,000	→CC社倉庫
	H21.11.30	AA社	8,000	5,000	40,000,000	→	H21.11.30	CC社	8,400	5,000	42,000,000	→CC社倉庫
	H21.12.25	AA社	8,000	10,000	80,000,000	→	H21.12.25	CC社	8,400	10,000	84,000,000	→CC社倉庫
HFLED40W-NE2	H21.10.29	AA社	8,500	2,000	17,000,000	→	H21.10.29	CC社	9,000	2,000	18,000,000	→CC社倉庫
	H21.11.20	AA社	8,500	3,000	25,500,000	→HBD社倉庫	H21.11.30	CC社	9,000	3,000	27,000,000	→CC社倉庫
	H21.11.30	AA社	8,500	5,000	42,500,000	→	H21.11.30	CC社	9,000	5,000	45,000,000	→CC社倉庫
HFLED40W-NS	H21.10.29	AA社	9,700	3,000	29,100,000	→	H21.10.29	CC社	11,500	3,000	34,500,000	→CC社倉庫
	H21.11.30	AA社	9,700	3,000	29,100,000	→	H21.11.30	CC社	11,500	3,000	34,500,000	→CC社倉庫
	H21.12.25	AA社	9,700	4,000	38,800,000	→	H21.12.25	CC社	11,500	4,000	46,000,000	→CC社倉庫
FLED40W-S	~H21.10.29	AA社	12,000	5,000	60,000,000	→HBD社倉庫	H21.10.29	CC社	12,500	5,000	62,500,000	→CC社倉庫
	~H21.11.30	AA社	12,000	500	6,000,000	→HBD社倉庫	H21.11.30	CC社	12,500	500	6,250,000	→CC社倉庫
	~H21.12.29	AA社	12,000	5,000	60,000,000	→HBD社倉庫	H21.12.29	CC社	12,500	5,000	62,500,000	→CC社倉庫
HFLED40W-NF	~H21.10.26	AA社	11,000	5,000	55,000,000	→HBD社倉庫	H21.12.29	CC社	11,500	5,000	57,500,000	→CC社倉庫
	合計			55,500	523,000,000		合計			55,500	561,750,000	

○ 本件 LED 蛍光灯③直送分の専用電源の入荷状況

商品コード	仕入日・出荷日	仕入	数量	出荷
K68-020C085-001	H21.10.22	OO社→AA社	5,000	→CC社倉庫
	H21.10.22	OO社→AA社	8,000	→CC社倉庫
	H21.11.20	OO社→AA社	9,000	→CC社倉庫
	H21.11.26	OO社→AA社	4,000	→CC社倉庫
	H21.12.18	OO社→AA社	6,000	→CC社倉庫
	H21.12.24	OO社→AA社	8,000	→CC社倉庫

○ 本件 LED 蛍光灯③の流通状況



別紙V (調査事項④関連)

○ 本件取引④・④'の概要

商品コード	仕入計上日	仕入先	単価	数量	仕入価格	売上計上日	販売先	単価	数量	販売価格
HLED40W-HDL	H22.4.26	DD社	7,000	6,000	42,000,000	H22.5.13	QQ社	7,500	3	22,500
						H22.5.27	QQ社	7,500	40	300,000
						H22.6.23	QQ社	7,500	10	75,000
						~H23.9末	その他	—	426	3,400,820
						在庫/損益			5,521	△38,201,680
HLED40W-H3	H22.6.30	BB社	5,000	2,500	12,500,000	H22.6.30	CC社	5,500	2,500	13,750,000
						在庫/損益			0	1,250,000
HLED40W-H2	H22.6.30	BB社	5,250	2,000	10,500,000	H22.6.30	OO社	6,000	2,000	12,000,000
	H22.7.6	BB社	5,250	3,000	15,750,000	H22.7.30	RR社	6,000	3,000	18,000,000
	H22.7.28	BB社	5,250	353	1,853,250	~H23.9末	その他	—	1,967	13,376,624
	H22.7.29	BB社	5,250	2,147	11,271,750	在庫/損益			533	4,001,624
HLED40W-HA1	H22.7.22	DD社	7,974	3,852	30,715,848	H22.8.17	EE社	9,290	3,080	28,613,200
						在庫/損益			772	△2,102,648
HLED40W-HA2	H22.7.22	DD社	5,500	5,798	31,889,000	H22.8.17	OO社	6,000	1,000	6,000,000
						~H23.9末	その他	—	436	3,204,500
						在庫/損益			4,362	△22,684,500
	合計	DD社			104,604,848					
		BB社			51,875,000					
		合計			156,479,848					

○ 本件取引④・④'の仕入代金の資金移動

	HBD 社			BB 社				DD 社				注
	支払	支払累計	摘要	入金	出金	残高	摘要	入金	出金	残高	摘要	
H22.2.19								100		100	新規	
H22.4.16	44,100,000	44,100,000	DD 社					44,100,000		44,100,100	HBD 社	注 1
H22.4.16									44,090,000	10,100	現払	
H22.6.28						31,937	—					
H22.7.1	24,150,000	68,250,000	BB 社	24,150,000		24,181,937	HBD 社					注 2
H22.7.1					10,000,525	14,181,412	VV 社					注 3
H22.7.6	30,318,750	98,568,750	BB 社	30,318,750		44,500,162	HBD 社			(略)		注 4
H22.7.7					44,470,525	29,637	DD 社	44,470,000		44,490,100	BB 社	
H22.7.7									44,470,000	20,100	現払	
H22.7.27	65,735,090	164,303,840	DD 社					65,735,090		65,755,190	HBD 社	注 5
H22.7.27									65,750,000	5,190	現払	

注 1 :  $=42,000,000 \times 1.05$

注 2 :  $=(12,500,000+10,500,000) \times 1.05$

注 3 : VV 社に対するコンサルティングフィー名目での支払

注 4 :  $=(15,750,000+1,853,250+11,271,750) \times 1.05$

注 5 :  $=(30,715,848+31,889,000) \times 1.05$

## 別紙VI（調査事項⑤関連）

○ 本件紹介手数料の支払経緯

	FTC 社		EE 社				DD 社		AA 社		ff 氏	
	支払	支払累計	入金	支出	収支	摘要	入金	支出	入金	摘要	入金	摘要
H23.1.7	50,000,000	50,000,000	50,000,000		50,000,000	FTC 社						
H23.1.7		50,000,000		25,000,000	25,000,000	AA 社			25,000,000	EE 社		
H23.1.7		50,000,000		5,000,000	20,000,000	ff 氏					5,000,000	EE 社
H23.1.7		50,000,000		20,000,000	0	DD 社	20,000,000	20,000,000				
H23.2.28	21,234,000	71,234,000	21,234,000		21,234,000	FTC 社						
H23.2.28		71,234,000		14,934,000	6,300,000	DD 社	14,934,000	14,900,000				
H23.2.28		71,234,000		3,000,000	3,300,000	ff 氏					3,000,000	EE 社
H23.3.25	20,000,000	91,234,000	20,000,000		23,300,000	FTC 社						
H23.3.25		91,234,000		3,000,000	20,300,000	ff 氏					3,000,000	EE 社
H23.3.31	51,055,100	142,289,100	51,055,100		71,355,100	FTC 社						
H23.4.1		142,289,100		49,350,000	22,005,100	DD 社	49,350,000	49,350,000				
H23.4.28		142,289,100		5,250,000	16,755,100	DD 社	5,250,000	5,250,000				
H23.5.2	74,371,500	216,660,600	74,371,500		91,126,600	FTC 社						
H23.5.6		216,660,600		66,200,000	24,926,600	DD 社	66,200,000	66,200,000				
H23.5.31	64,371,500	281,032,100	64,371,500		89,298,100	FTC 社						
H23.5.31		281,032,100		15,584,350	73,713,750	AA 社			15,584,350	EE 社		
H23.5.31		281,032,100		7,000,000	66,713,750	ff 氏					7,000,000	EE 社
H23.5.31		281,032,100		26,130,000	40,583,750	DD 社	26,130,000	26,130,000				
H23.6.15	29,221,500	310,253,600	29,221,500		69,805,250	FTC 社						
H23.6/15		310,253,600		3,490,000	66,315,250	AA 社			3,490,000	EE 社		
H23.6.17		310,253,600		43,575,000	22,740,250	DD 社	43,575,000	43,570,000				
H23.7.19		310,253,600		600,000	22,140,250	ff 氏					600,000	EE 社
H23.7.21	165,900,000	476,153,600	165,900,000		188,040,250	FTC 社						
H23.7.21		476,153,600		53,000,000	135,040,250	DD 社	53,000,000	50,000,000				
H23.7.22		476,153,600		50,000,000	85,040,250	DD 社	50,000,000	50,000,000				
H23.7.25		476,153,600		48,000,000	37,040,250	DD 社	48,000,000	51,000,000				
H23.7.25		476,153,600		3,000,000	34,040,250	AA 社			3,000,000	EE 社		
H23.8.22	30,000,000	506,153,600	30,000,000	1,000,000	63,040,250	ff 氏					1,000,000	EE 社
H23.8.24		506,153,600		8,000,000	55,040,250	AA 社			8,000,000	EE 社		
H23.8.24		506,153,600		3,000,000	52,040,250	ff 氏					3,000,000	EE 社
小計	506,153,600		506,153,600	454,113,350	52,040,250		376,439,000	376,400,000	55,074,350		22,600,000	